

第11回公物管理分科会  
議 事 録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

# 第 1 1 回公物管理分科会

日時：平成 22 年 2 月 12 日（金） 12：50～15：10

場所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会
2. 環境省からヒアリング
  - ・国民公園の維持管理業務
  - ・国立公園の維持管理業務
3. 国土交通省からヒアリング
  - ・空港施設の維持管理業務
4. 警察庁からヒアリング
  - ・警察通信業務
5. 閉 会

<出席者>

（委員）

片山主査、逢見副主査、井熊専門委員

（政府）

田村内閣府大臣政務官

（環境省）

（国民公園）

鈴木自然環境局長、田中総務課長、横山総務課課長補佐、海老原総務課国民公園専門官、小澤総務課皇居外苑管理事務所北の丸分室長、飛島総務課皇居外苑管理事務所次長、築島総務課新宿御苑管理事務所長、佐藤総務課新宿御苑管理事務所次長

（国立公園）

鈴木自然環境局長、田中総務課長、上杉国立公園課長、中山国立公園課課長補佐、藤井国立公園課課長補佐

（国土交通省）

前田航空局長、戸田空港部技術企画課長、加藤管制保安部管制技術課長、木村管制保安部保安企画課航空灯火・電気技術室長

(警察庁)

(情報通信局)

稲垣情報通信局長、樋口情報通信企画課長、宮内通信施設課長、中村情報通信企画課課長補佐

(長官官房)

坂口総括審議官、高木参事官

(交通局)

石田交通規制課長

(事務局)

佐久間事務局長、上野参事官、山西参事官、森丘参事官、山谷企画官

○片山主査 それでは、定刻となりましたので、第 11 回公物管理分科会を始めたいと思います。最初に田村政務官からごあいさつをお願いいたします。

○田村大臣政務官 どうもお疲れ様でございます。今年 1 月からなりました担当の政務官の田村謙治でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

前回から、大臣はまたつい先日、枝野さんに代わりましたけれども、1 月になりまして副大臣は大塚さんに、政務官は私にと、政務三役がしっかりとこの分野についてもフォローしていきます。行政刷新会議の事業仕分け的などころもいいところは取り入れながら、委員の専門家の方々のお知恵をかりて、そして、政務三役同士がしっかりと交渉し、成果を上げていくよう力を入れようと考えているところでございます。

今回来ていただいた皆様とは従来から議論させていただいている分野ではありますが、政権が変わっていろいろ視点も変えていただいて、是非とも国民のため、日本のためになるような方向を見出していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○片山主査 ありがとうございます。

それでは、早速始めたいと思います。公共サービス改革推進室から議論のポイントなどを話してもらいますけれども、その後で環境省からそれに対する説明をお願いすることになっておりますが、議論のポイントを踏まえて、もし、それに対して異論がなければ「了」と言っていただければ、それであつという間に済みます。異論があればそれについての適切な異論・反論をしていただければと思います。残余の事業の必要性とか経緯とかいろいろおありでしょうけれども、それよりは、むしろ議論のポイントについての当否、皆さん方の考え方を簡潔にお話しただければ議論がスムーズに済むだろうと思います。

それでは、お願いします。

○山西参事官 公共サービス改革推進室の山西でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の資料 1 が内閣府が準備したもの、資料 2 が環境省が準備されたものとなっておりますけれども、資料 1 に基づいて 5 分程度で説明させていただきたいと思います。

資料 1、1 ページ目は概要と各施設でございますけれども、昭和 22 年の閣議決定を根拠に国民公園として整備されることとなった、皇居外苑、京都御苑、新宿御苑の 3 つの公園の管理が今回の議論の対象となっております。

2 ページ目が、それぞれの公園の今回の議論の対象となっているところでございます。網掛け以外の部分についてが今回の検討の対象となりますけれども、特に企画競争・公募が多いこと、あと、国民公園協会によって管理されているものが多いことについて、これまで事務的に環境省と内閣府で協議をさせていただいてきたところでございます。

3 ページ目が財団の概要でございます。事業収入、収入の大半が飲食施設あるいは駐車場からの協力金等の収入によって運営が成り立っているというものについて、これまで議論をさせていただいてきておりました。

5 が、委員長見解において、本年 6 月ころの基本方針の改定までに具体的な道筋をつけることを求めているという紹介でございます。

4 ページ目は、現在の契約状況といたしまして、皇居と京都御苑は平成 22 年度以降の維持管理発注方法は未定けれども、新宿御苑については今 3 年間の公共サービス改革法に基づく民間入札の対象となっているという話でございます。

そこで、5～6 ページに書かせていただいているのは基本的に、やはり公共サービス改革法に基づく民間競争入札を導入すべきではないか、今まで財団がやっていた業務も公共サービス改革法に基づく入札を行うべきではないか、また、菊栽培業務につきましては、これまで企画競争というところまで進んできている中で、どういうノウハウが財団にあるのかについて、別途専門家の意見も聴取していく必要があるのではないかとという点です。それから、5 番目といたしまして、財団の意見も必要であれば実際に財団の幹部の方からも意見を聞く必要があるのではないかと、といったものを並べさせていただいております。

これ以外に、こちらの考え方を申し述べますけれども、まず 1 点目として、昭和 22 年に国が直接管理するという閣議決定があるわけですが、これまで財団が長きにわたって管理していたということはわかるんですが、現在 N P O 法人等が新しい公共という名のもとにいろいろ活躍すべきではないかという議論が内閣の中でされている、または、さまざまな手法で民間企業が入ってきているということが続いております。そういうことからいたしますと、財団による管理を前提に管理するという必要は今の時代はないのではないかとというのが内閣府のスタンスでございます。

特に、駐車場につきましては、無料で財団が使用料を払うことなく使っているという状況になっておりますけれども、自治大学校でも国が民間委託していないから公共サービス改革法の対象にならないのではないかとという議論がありまして、これも委員長見解になったという経緯があるんですが、やはりちゃんとお金を取っているということであれば、国の雑収入等の形で国庫に入れた上できっちり管理をやるということで、財政当局の方も了とした例がございます。今回も同じように国有財産の有料の使用許可という形に変えた上で、日比谷公園もそうですけれども、駐車場業務を一般の会社が受託できる形に変えていった方がいいのではないかとという点でございます。

特に、和田倉噴水公園はパレスホテルが管理、これは公募ということになっているようですが、平日の丸の内のランチが仮に 1,000 円ではなくて 1,500 円と高い水準としても、和田倉噴水公園では、2,400 円出さなければランチが食べられない。ちなみに東京国立博物館の場合、ホテルオークラは 2,000 円以下に工夫しているところがございます。そういう中でなぜ、皇居の周りであると高いフランス料理みたいなビュッフェしか食べられないのか。これは逆に言うと、国民が楽しめる公園として本当の管理ができていいのか、こういうことがきちんとした競争入札になっていないことの弊害の典型例ではないかと考えております。

次に、駐車場や茶室についても、これまでの環境省さんの御説明というのは、管理体制を支援しようとする民間の発意によって設立された財団がやっているという説明が多いですけれども、霞ヶ関の各庁舎もそうですが、今は民間の発意によってまさに民間企業が管理をやる。国土交通省は国営公園の維持管理等について、財団についてさまざまな批判を受けたということがあるので、財団による管理は順次やめていくという方針が出ているところであると。そういう中で、日比谷公園につきましても民間委託ということで、日比谷公園も芝離宮も浜離宮も指定管理者制度という形で変わ

ってきておりますので、やはり新しい流れに沿った管理方法を考えるべきではないかということでございます。

また、警察との警備の面でございますけれども、私ども宮内庁とも連絡を取らせていただきましたが、宮内庁としては本件は所掌外ですので、特に管理対応が変わったといたしましても、これによって支障があるというところまでは踏み込んだコメントをしてきておりません。警察関係といったら皇族以外にもVIPが一番多く集まるのは、例えば成田空港や伊丹空港がございますけれども、そこが特定の財団でなければ警備や管理ができない体制になっているかということ、これもまた違う話ではないかと思っております。

また、重要文化財についても財団が管理する必要があるという話がございますが、これも特に京都市などの自治体でいろいろな協議をしているというのは、ホームページ上にも現れておりますけれども、財団でなければできないという業務というのはなくて、当然ながら一番のノウハウはいろいろな文化財の専門家にあるということから、財団による管理を一元的にやるということは文化庁もやっていない状況です。

次に、菊の栽培についてですが、これも植物園の指定管理者制度などが導入される中で、本当に菊の栽培というのが財団の人でしかできないのか、そういうところについて別途検討していく必要があるのではないかと考えております。

また、長年国民公園が管理を手がけてきたというのは十分その重要性は理解するんですが、そこまで財団が管理する必要があるということであれば、財団の幹部の方に出てきていただいて意見を聴取することも必要が出てくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○片山主査 ありがとうございます。

それでは、今説明がありましたけれども、それに対する環境省としての考え方を中心に10分程度で御説明をお願いいたします。

○鈴木局長（自然環境局） 鈴木でございます。公共サービスの点について、これまで改革法に沿ってやるということで、環境省もやってきておりますし、基本的なスタンスは私ども一向に変わっておらないところなんです。今の御指摘いただいた点につきましては、公園管理のことを考えますと、すべてやるのが果たしていいのかどうかとも思っております。本日は実情を正直に申し上げまして、まず御説明させていただきたいなということで参りました。

最後にいろいろ御指摘いただきました論点につきましては結論を申し上げることにして、できるだけ短くやりますけれども、簡単に経緯を資料に沿って御説明させていただきます。

まず、2ページですが、今御説明がありましたように、昭和22年に国が直接管理するというところで閣議決定をいただいたと。

3つ目のパラグラフですけれども、各苑地の特性に照らして、これと関連のない施設はこれを設けないこと。特に営利を主目的とし、または利権を伴う諸施設の設置は、これを認めないことというような方針が出されたところでございます。

昭和24年にこうした取り組みが始まったわけですが、実際のところ当初は人的・財政的な余力

が非常に少なく遅々として進まなかったということで、昭和 24 年、25 年、29 年にそれぞれ 3 苑の協力会ができております。その協力会が実質的に苑を整備したという経緯がございます。一番下の四角に書いてございますように、それぞれ 3 苑とも休憩所や茶室、駐車場の一部でございますが、ベンチ等々の附属施設に関する部分は協会が整備して国に寄附したということでございます。

また、管理につきましても、照明灯の修復や苑地内の整備、樹木、芝等の整備も協会にやっていただいたというところがございます。

また、清掃ですけれども、当時は奉仕団がかなりおられましたので、それを整理する形で協会が案内して、奉仕団に入っていたという経緯がございます。

3 ページですが、その後、国の方も次第に定員なども充実して、国が管理するという方向に向かって進み始めるわけですが、昭和 44 年の総定員法、昭和 58 年の行革大綱の行（二）職員の不補充に従いまして、それまでずっと増やしてきました行（二）職員の数が、これを機にどんどん減少すると。要するに、現場の手が国の職員では足りなくなっていくということで、これまで協力いただいていた協会に次第にお願いしますと。一遍にお願いしますというよりも、少しずつ減っていきますので順次お願いしますという形でいっております。

したがいまして、今どういう管理状況になっているかといいますと、まず、国の事務職員がおりますので、使用許可とかいわゆる管理の部分は国が直接やっているということですが、(3)にありますように、日常的な維持管理業務については企画競争入札という形で協会、財団にお願いしていると。これがそれぞれ 3 苑とも数千ずつありますので、合わせると 2 億強になります。

それから、上記以外の業務は補修なども含めてでございますが、危険木の伐採等々ございますので、3 苑合わせますと、これも 2 億 3,000 万円。これは一般競争入札で民間の方に発注しています。

それから、レストラン、売店等については、国有財産の使用許可という形で使用料を取った上でそれぞれ応募いたしまして入っていただくということで、これはマイナスと書いてございますが 3,800 万円の使用料を国庫に納めていただいていると。

最後の 4 点目が今お話もございましたように、駐車場等の関係でございますが、駐車場につきましては国は管理権は引き続き持つという形になっています。その上で、管理業務だけを委託するという形にしておりまして、注 2 に書いてございますように、基本的な考え方は駐車業務は区分経理をなささいと。決算上生じた剰余金は積立金として積み立てて、契約解除時には国庫に納付しなさいという制度になっています。したがいまして、駐車場業務は国の管理のもとでやりますので、利益が出た場合には最終的には国に全部戻しなさいという契約になっています。

ただ一方で、それ以外の公益事業に使えるようになっていまして、まずは契約上、駐車場周辺の清掃をやること、それ以外に、両者が合意したものについてはやるという形になっておりまして、3 苑合わせますと駐車場収入全体で 3 億 7,200 万円ほどございますが、支出もほぼ同じ額にしております。ただし、駐車場の経費はそのうちの 3 分の 1 程度で 1 億 3,900 万円。これ以外は公益事業という形で 2 億 3,300 万円。この具体的な中身は、先ほど申し上げました周辺の清掃、それから、皇居外苑にたくさんクロマツが植わっておりますが、クロマツの剪定、それから繁忙期、例えば、新宿御苑等につきましてはサクラの季節が繁忙期なんです、このときのガードマンや臨時のトイ

レという費用に充てる等々をやっているということで、最終的に利益金は全部国庫に納めなければいけないということですので、両者が合意して残余の額はほぼ公益事業に使うという仕組みになっているところがございます。

私どもがどうしても気になっております国民公園の特殊性でございますが、皇室が関連する国家的行事や国民的行事の実施というのが非常に多くあって、警察関係部局と密接な連携をとる必要があるということがございます。特に重要なものは皇居外苑でございますが、毎年、新年祝賀の儀、天皇誕生日などの宮中参賀行事等々ございますほか、陛下等が出入りされるということがございます。またそれ以外に、国賓の方の面会や新任大使の信任状奉呈式等もございまして、大体年間100回程度公式の出入りの行事がございます。こうした際には、一般の来園者に対する指導、事前に宮内庁・皇宮警察、警視庁担当部署との緊密な連携のもとで厳格に対応する必要があるということで、事前に通路を点検した上で、つまらない話ですけれども、ごみが落ちていればごみを拾うということも含めまして、それから、清掃業に携わっている人はその時間帯には余り目立たないように下がるか、そういう一体管理、要するに、巡らの人と清掃の人と一体管理してそういう形で運営するということがございます。また、駐車場につきましても、警察の要請を受けまして警備車両の待機場所を提供するということがございます。

京都御苑は、それに比較しますと回数はかなり落ちますけれども、やはり御所、迎賓館とございますので、大体年間20回弱程度こうした公式行事があるということで、一定期間閉鎖するような場合もあるということがございます。

新宿御苑はそういう意味からいうとこの中では一番回数が少ない、定期的に行われますのは4月の総理主催の桜を見る会ということでございますが、その他公的な行事が行われる場合はここを使うことになっておりまして、大喪の礼では使うことになって、苑内はこの間2か月間閉園するということがございました。

こうした特殊性に加えまして、余り申し上げませんが、もともと重要文化財等歴史的建造物や希少動物を多数保有しているということで、この辺は後で見ていただいたらいいと思いますけれども、いろいろな歴史的建造物や希少動物がかなりあります。特に、新宿御苑は公園となっていますけれども、一般には植物園と思われておりまして、現実には非常に貴重な植物がたくさんあるということで、日本で一番見たい植物園の1つになっているということがございます。

最後の結論でございますが、先ほどの議論のポイントの第1点は、皇居外苑と京都御苑の維持管理業務のことでございましたが、ここはやはり皇室関連に隣接した場所とございまして、国家的行事や国民的行事が数多く行われることから、警備に万全を期すということでやってきておりますので、定期的に民間の担当の方が変わることが予想されるような市場化テストにはなじまないのではないかと考えております。

また、次が駐車場、茶室のことでございますが、新宿御苑につきまして駐車場、茶室の市場化テストということも御指摘いただいているわけですが、公益優先の運営ということで安定的な開苑というのが必ずしも前提とできないということで、駐車場につきましても、あるいは茶室につきましても、一定の稼働を前提に発注できない。



それから、費用を上回る収益は公益事業として公園の管理に不可欠な事業に充てるということが多くなっていると。すなわち、駐車場事業から上がってきた利益はすべて最終的には国庫に納付するという前提で契約を結んでおりますので、そうしたことが民間の方の営利を目的とした方々の発注方式としてなじむかどうかということがございます。

それから、やや情緒的でございますが、駐車場の付帯設備や茶室というのは、もともと財団法人国民協会がつくって寄附したものです。こういうことから、総合的に考えて市場化テストというのはなかなか難しいのではないのでしょうかということです。

3点目が、レストラン、売店等でございますが、ここはもともと私どもも必ずしも国が直接管理する必要があるとは考えておりませんので、公募という形で使用許可を行ってきたところですが、どういうやり方でやるのか我々にはわからない部分もあるんですが、市場化テストということであればそれは検討したいと思っております。

4点目は、菊の栽培業務でございますが、我々の誤解かもしれませんが、菊の栽培業務というのは実は新宿御苑しかできない仕立て方というのが幾つかありまして、典型的なのは大輪と呼びますけれども、1つの軸から600~800の花を咲かせるというやり方があるんですが、こういう手法は今、新宿御苑でしか行われておらずに、これには1年半くらいの育成期間がかかるということもあって、これまでの話し合いで、これを入れて市場化テストすると最終的に他の一般の民間の方が入れなくなるのではないかとということで、これを外したのではないかと我々は理解していたんですが、検討については我々は別にやぶさかではございませんので、いろいろなお話し合いについてはさせていただきたいと思っております。

最後に、財団幹部のお話ございましたけれども、それは運営の話でございますので、当委員会の御判断ということだと思っております。

1つだけ申し上げておきますのは、この財団は役員が20名おりますけれども、もともとボランティアでこの3苑を助けようということでございますので、役員は会長、理事長と20人おりますが、基本的には無給でございます。3方だけ常勤がおりまして、これが外苑と新宿と京都のそれぞれ部長を兼務しております。この3人は有給でございますが、あとの十何人は無給でございます。そういうことでやっているということでございます。

以上でございます。

○片山主査 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さん、政務官から御意見を申し上げます。

○逢見副主査 最初に昭和22年の閣議決定、旧皇室苑地の運営に関する件というものを持ってきておられますが、今伺うと、実際には直接管理ではなくて財団に管理を委託しているということですよ。そうすると、仮に市場化テストをやるとしても管理責任はあくまでも国で、実際の業務は契約に基づいて民間事業者なりがやるということだから、昭和22年の閣議決定というのは市場化テストになじまないという理由にはならないと思いますが、そういうことでよろしいですか。

○鈴木局長(自然環境局) これをもって市場化テストになじまないと言っているつもりはなくて、先ほども申し上げましたように、新宿御苑については一部市場化テストをやるということでござい

ますので、このことが市場化テストをできないと言っていることではないというのは御指摘のとおりでございます。御指摘のとおり国が管理権を持っていますので、例えば、新宿御苑につきましても市場化テストをやっても、使用許可とか施設の最終的な管理の責任というのは国が引き続きやるという理解でおりまして、そのことが市場化テストできないという理由にしているつもりはございません。

○井熊専門委員 いただいたペーパーの7ページの見直しについてということで、私の意見として幾つかここにある点について申し述べたいと思いますが、まず、こうした特殊なところであるから市場化テストになじまないというのはむしろ逆で、警察とか安全確保とか専門性を要する業種であるからこそ専門性を持った事業者に任せるのがふさわしいと私は思いますし、ましてや市場化テストとか民間の公募というのは、むしろそういうものであると思います。

それから、(2)の公益優先の運用をしており、安定的開苑云々でございますが、先ほども御説明があったように、各苑でどのくらいの開催があるという大体の状況は把握されているということで、一部の特殊事例を除けば安定収益、安定的な開苑を前提としないということは事実と当たらないと思います。

それから、②の不可欠な事業に収益を充てているということですが、これは支払い条件の問題なので特に問題にならないと思います。

それから、寄附については、そもそも寄附ということであれば国のものであるわけですから、これも障害には該当しないと思います。

売店等についてはこのとおりですけれども、先ほど参事官から御指摘がありましたとおり、国民が使うということに関しては必ずしも柔軟な構造になっていないということから、そういう条件の見直し等が必要ではないかと思います。

以上です。

○片山主査 何か御意見ありますか。

○鈴木局長（自然環境局） 最後のところから言いますと、レストランの公募の仕方あるいはそういうことについて何か御意見がございましたら、そこはもともと国がやるつもののあるところではありませんので、またよく御意見を伺ってやりたいと思います。

一定の稼働を前提とできないというのは、書き方が難しくあれなんですけど、またクローズなところで御説明してもいいんですけども、なかなか難しい状況があるということと、それから、これもなかなか書けないので警備・安全に万全を期す必要があるという言い方をしていますけれども、これはかなり厳密にやっているということがございます。

それから、先ほど申し上げましたように、費用を上回る収益は公益事業としてやるということでやっておりますが、単年度の話ではなくて今後長い公園管理を考えるときには、一応国が管理権を留保しつつ、収入をうまく公園の不可欠な業務に充てていくという仕組みがないと、今後相当財政的にも厳しい状況が続くと。これは実は公共事業関係費の維持費の中でやっているんですが、全体的にも非常に厳しい状況がありますので、こうした制度を維持していただかないと、なかなか公園管理は難しいという実態もございます。そういうことで、どれか一点だけでできないということと言

っているわけではないんですが、それをいろいろ考え合わせますと、市場化テストをするには逡巡するというのが我々の正直な気持ちだということでございます。

○片山主査 寄附の話はどうなんですか。

○鈴木局長（自然環境局） 確かに御指摘のとおりです。寄附してしまった以上国のものなので、だからといってということはないと思うんですが、實際上、彼らがつくったものであるから、茶室の手入れ等はかなりきちんとやっていたいていまして、こういうものが市場化テストになったときに、いろいろ傷みが出たりしたときに、きちんと3年ごとのタームで直していただけるのかと。それは勿論、契約でするので契約で縛ればいい問題だと思いますが、やはりもともとつくった人たちがずっと利用するという彼らの気持ちでいるのだと思いますけれども、そういう気持ちでずっとメンテをしているのとはおのずと変わってくるかもしれない。やや情緒的なことを言って申し訳ございませんが、もともと民間の方がやってやろうということに支えられてつくられている公園ですので、そういうところはやはり大切にすることが必要なのではないかということでございます。

○片山主査 それは、やはり考え方を変えなきゃいけないですね。寄附は寄附ですよ。所有権の一部が留保されているような寄附なら受けてはいけませんよ。

○鈴木局長（自然環境局） それはないので。

○片山主査 情動的なものはあったにしても、それはだめなんです。自分で持ち寄ったものなんだから自分のものなんだというのは鎌倉時代の行政ですよ。装備自弁の原則といって、いざ鎌倉というときには自分の馬とやりを持ってはせ参じる。その悪いところは、獲得したのも所領も自分のものになるんですよ。近代行政というのはきちんと分けて、公費でちゃんと仕事はする、その成果物は全部公に属すると。これが鎌倉時代と今の違うところなので、聞いていると鎌倉時代の行政を思い起こすような印象です。

それから、どんどん予算を削減される中で、こういう収入でもって必要な公益事業をやるような領域を残しておかないとというのは、あらゆるところがみんなそう言うんですよ。ここだけではないですよ。だけど、国庫の方が本当に大変なことになっているので、やはり余剰金があれば埋蔵金ではないけれども、優先順位の高い方に使おうということなので、今の局長さんのようなことを言われるのだったら、どの役所も全部分け取りして特定財源化したい、みんなそう思っているんですよ。それではいけないんです。

もう一つは、財政は総計予算主義といって、収入と支出は全部きちんと明示しなければいけないという原則があるんですよ。どこか途中で滞留させておいて、そこで入るものと要るものと出し入れをしてネットだけで国庫との間でやりとりするという純計予算主義はだめなんです。入るものは全部入れて、出るものは歳出のチェックをして優先順位を確かめて出すという総計予算主義。ところが、今やっているのは駐車場収入など入るものを入れて、余るものは公益事業として自分たちの判断で出すという考え方でしょう。

○鈴木局長（自然環境局） そこは、一般的な収入だと恐らくおっしゃることは間違いないのだと思うんですが、これはまさにその公園を利用の方が利用する施設について……。

○片山主査 それでも同じことです。というのは、そこでやっている皆さん公益事業だと言われる

けれども、そのチェックがなされていないんですよ。大げさに言えば、国民の代表の皆さんが予算統制を通じてチェックしていないんですよ。それはどこかの財団でチェックしているだけであって。

○鈴木局長（自然環境局） おっしゃられるのもよくわかるので、財政当局がチェックしていないというのはそのとおりなんですが、これは毎年予算を環境省に出して承認を得た形で実行しております。

○片山主査 環境省のインサイダーでチェックしているわけでしょう。だから私が言ったように、大げさに言えば、国民の代表である国会で予算統制のプロセスを通じて公益性とか優先順位の高さというのは何もチェックしていない。だから、そこは皆さんから見たら公益だと言うかもしれないけれども、他の教育とか福祉とかいろいろなもの比べてみたら、すごく劣後するものもあるかもしれない。だから、総計予算主義でないといけないというのはそういうことなんですね。

ということで、ほかにもいろいろあるんですけども、局長が言われたことは私から見たら説得力がないと言わざるを得ないですね。

いかがでしょうか。

○田村大臣政務官 1つは、先ほどの寄附は片山委員もおっしゃいましたので余り言いませんけれども、そもそも私は政治家ですから、あえて言葉を選ばずに言うと、民間と言いながら天下り団体ですよ。そもそも昔つくった人が団体も人も変わって、単に天下った人を本当の民間企業よりもより大事にするというのは極めて説得力がないですよ。ちょっと情緒的ではなくて、極めて情緒的なことはおっしゃらない方がいいです。印象的に逆にマイナスになりますから、こういうことは本当に言わない方がいいと思います。局長はたしか財務省出身ですよ、違いましたか。そういうバックグラウンドの方が、そんな情緒的なことを言わないでいただきたいと思います。余りにレベルが低いです。

あと2点質問したいんですけども、先ほどから警備、警備とおっしゃっていますけれども、実際の警備というのは当然宮内庁、警察が仕切るのしょうから、これは素人的な質問ですが、単に公園を管理している人が、今この場でオープンに言えないということは要は外に漏れたらいけない秘密があると、その秘密を管理していて、それを警察に伝えるとかそういうようなことなのかなと思いましたが、要は民間で漏らしてはいけない秘密とはどういうものかというのは答えられないとして、イメージできないんですよ。簡単に言うと、公園の地図と人の配置とか教えて、あとは警察、宮内庁に完全に任せただけでできることだという気がするんですけども、要は管理者である財団法人が警備に関して手伝い以上の大事なことをしているとは到底思えないんですが、もうちょっと説明してください。

○鈴木局長（自然環境局） まず、前段の方なんですけれども、確かに天下っている者が環境省職員のOBがいることも事実なんですけども、全体としては職員約60人、それ以外に賃金職員と呼んでいますけれども、100人ぐらいいて、大体160人とかそんなオーダーの人数がいるというイメージの財団でございます。そのうちさっき申し上げた3人の常任理事がいるということは……。

○田村大臣政務官 別に寄附に関しては一応つけ加えただけなので反論はいいです。2点目について答えてください。

○鈴木局長（自然環境局） 2点目の問題は、この会議はオープンだと言われていまして、後で絞っていただけるなら、またお話ししたいと思います。

○田村大臣政務官 では、例えば、もうちょっと素人的であっても具体的に言います。まさに公務員の延長線上の財団法人だと知っていいような秘密とか何かがあると。それは民間に委託して民間人では携わることはできないと。それはまさに警備の前面に立つという話ではないですよ。あくまでバックで何をやるかという話だと思いますけれども、民間では委ねられない部分は直接警察、宮内庁がやればいいんじゃないですか。だって、公園はそんなに日々変わるものではないわけですから、別に知らずに彼らに任せればいいんじゃないですか。

○鈴木局長（自然環境局） まさに警備の責任者は警察であり、皇宮警察というのは御指摘のとおりなんですけど、現実の問題として今何をやっているかという話は、そういう警備と協力して通路の管理等について協力を行っているということでございます。だから、そこがどのくらい機微のものまで入っているかと言われるとあれなんですけれども、通常の方は知らないような内容が伝達されて、御協力していると。

○田村大臣政務官 それは数人とかですよ。そんな何十人とやっているんですか。

○鈴木局長（自然環境局） 数人です。

○田村大臣政務官 数人は単にやらなければ済む話ですよ、警備のときだけ。さっきからこの場では言えないというのでわかりませんが、極めてあいまいな質問になっていますが、それは別にやらなければいいんじゃないですか。

○鈴木局長（自然環境局） それは割り切りなので、やらなければいいというのは割り切りかもしれません。そこは御判断かもしれません。

○片山主査 皇室の警備は全国どこでもある話で、頻度、フリークエンシーの問題があるのでしょうけれども、地方に行かれるときも地方でそれぞれの施設の管理者が特別な情報を警備からもらって一定の体制をとるわけですよ。それはどの団体でもやっているわけです。いろいろなところに行かれますからね。福祉施設に行かれたり、交通機関を利用されたりするけれども、それは全部その管理者が責任を持ってやっているわけですよ。それも、この協会でしかできないなんてことはないですよ。私も地方で皇室の御来訪の機会が随分ありましたけれども、全部責任を持ってやっていますよ。何もこの協会だけが卓抜した他にないノウハウを持っているとは思えませんね。屁理屈だと思いますね。

○鈴木局長（自然環境局） だから、そこは程度の問題と言われればそのとおりだとは思いますが、けれども。

○片山主査 何か全部屁理屈に聞こえますね。余り屁理屈は言われたい方がいいですよ。こういう世の中になったら。

最後に聞きますけれども、いろいろ困る、困ると言っ、皆さん方が仕事をされていて職務柄困るとするのは多分最後は国民が困ることなんだろうけれども、国民が困るかどうかは政治が判断されるはずですよ。

○鈴木局長（自然環境局） それはおっしゃるとおりです。

○片山主査 いろいろ困る、困ると言われたけれども、何か皆さん方が困るということはありませんか。

○鈴木局長（自然環境局） そこは勿論、最終的には主査がおっしゃられたとおり、国民公園をきちんと守るのがどのくらい価値があるかとか、皇室との関係をどういうふうに考えるかというのは、最後は政治の方で考えることだというのは御指摘のとおりだと思います。

○片山主査 皆さん方の御懸念とか国民のための不安なども付度・斟酌した上で政治がリスクを受けもって決めれば、残余の問題で何か皆さん方が非常に困るということはありませんか。

○鈴木局長（自然環境局） そこは勿論、そういうリスクがあることを十分御説明したつもりなので、リスクは負ってやるとおっしゃるなら、それは政府全体の話だと思います。

○片山主査 それはそうですよ。やるけれども、リスクが出たら君らの責任だなんてことは政治は絶対言わないですよ。

○田村大臣政務官 はい。

○片山主査 それでもやったらリスクは引き受けてくれたけれども、俺たちが困るということはありませんか。

○鈴木局長（自然環境局） 別に我々の仕事は国民公園の管理ですから、この管理についてリスクがあってもいいと、うまくいかななくてもいいんだということであれば、それはもう御判断ですから。

○片山主査 わかりました。

あと何かありますか。

○逢見副主査 この国民公園については、新宿御苑の入札小委員会の経緯もありまして、委員長見解が出ておりますが、今日示された環境省の見解は、委員長見解から見ても全く中身がないということを申し上げておきたいと思います。

○片山主査 よろしいでしょうか。

それでは、予定の時間も超過しましたので、本件はこれで終わりたいと思います。

（環境省 国民公園関係者 退室）

（環境省 国立公園関係者 入室）

○片山主査 それでは次に、国立公園の維持管理業務について御審議をいただきたいと思います。

最初に、公共サービス改革推進室から業務の概要と議論のポイントについて説明をしてください。

○山西参事官 公共サービス改革推進室の山西でございます。

それでは、お手元の資料3が内閣府が作成した資料、資料4が環境省が御用意された資料でございますけれども、資料3によって説明させていただきたいと思います。

1枚目、国立公園の概要といたしまして、それぞれの公園の概況といたしまして、今どの程度環境省が維持管理費として支出されているかという状況でございます。

続きまして2ページ目でございますけれども、環境省からも管理方法にいろいろ種類があるという説明がなされるのではないかと思います。私どもが聴取した段階で5つに整理させていただきました。この中で①大山隠岐国立公園のみが今、公共サービス改革法に基づく競争入札を実施しているところでございます。

②が、よく国と地方でつくる手法でございますけれども、各公園において連絡協議会や運営協議会をつくって運営されているんですが、そういう運営協議会の下で実際に管理の事務を自然公園財団が受け持っているものが5つございます。

③は、地方公共団体が環境省の負担なしに管理されているもの。

④は、運営協議会に環境省も費用を負担して、運営協議会として職員を雇っているいろいろな業務をやっているところが28か所あると。

⑤は、運営協議会がやるという形ではなくて、地方と環境省それぞれ分担を決めた上で、決まったところについて支出しているというものでございます。

この中で私どもとして議論のポイントを5.(1)~(5)まで並べさせていただいておりますけれども、そこに書いてあるのは今の時代、やはり財団を使ってやる、それから地方公共団体の協力ということはありますけれども、私どもの基本的なスタンスは民間事業者やNPO法人をどれだけ使っていける形になるのかということです。

(2)といたしまして、自然公園財団を活用した管理を行っている5か所についてはまさに公共サービス改革法に基づく民間競争入札の導入ができるのではないかと。

(3)は、そういう中で公園の維持管理を財団が今後も実施する必要があるのかについて、必要に応じて財団の幹部から意見を聴取する必要があるのではないかと。

(4)といたしまして、運営協議会という協働管理の手法をとられているわけですが、やり方として民間競争入札を活用する、または、最近はいろいろな公園管理を行う協会などがございますから、指定管理者制度を使ってやるということも増えている中で、そういう新たな手法を使ってやることもできるのではないかとということをお述べさせていただきます。

このほか付け加えさせていただくことといたしましては、やはりさまざまな面で地元との御協力を前提に協働作業として環境省が事業をやられているのがわかるんですが、同じような状況は別に国土交通省の公園でも、また、地方公共団体の公園でもあるわけですから、果たして財団での管理が前提になっているというのが、ほかの国土交通省、自治体も指定管理者制度でやっていくという中では、従来どおりの方法でやるというぐらいであれば、そういう比較優位のある地方公共団体に仕事がどんどん移っていった方が適切なのではないかと。これは内閣府でもほかの部門で検討していることでございますけれども、そういう考え方に結論としてなりました。

一方で、公共サービス改革法についてですが、先ほど申し上げましたとおり、自然公園財団による管理という部分については、十分公共サービス改革法に基づく民間委託が可能なのではないかと。また、一方で、地方公共団体との協働作業という部分でございますけれども、やはり運営協議会を活用する手法の場合、運営協議会が方針を決めるというのは各種の行政でやっているところがございますから、それ以外の部分、要するに費用を分担した上でどこが受け皿になるのかということについては、やはり民間競争入札や指定管理者制度を使ってやるという手法で見直していく必要があるのではないかと。

以上が、内閣府としての見解でございます。

○片山主査 ありがとうございます。

それでは、以上の議論のポイントに対する意見、考え方を中心にして、約 10 分程度でお願いします。

○鈴木局長（自然環境局） よく御存じの方もおられると思うので釈迦に説法かもしれないんですが、まず国立公園、公園という名前ではあるんですが、国営公園とか国民公園とは大分成り立ちが違いますので、簡単に仕組みを御説明したいと思います。

1 ページでございますが、国立公園というのは全国に 29 か所ございますが、非常に広範な面積を持っています。陸地面積の約 5 % 程度、200 万ヘクタールを有しているわけですが、ここの管理というのはほかの公園と違まして土地を所有しているわけではございません。土地は地方公共団体や民間が持っている部分があります。実は管理というのは公園内での行為を規制することによりまして、自然や景観を保護して公園とするという姿になっています。ですから、管理のメインは行為規制でございます。そういう意味での地域制公園と言われております。したがって、自由に入園できますし、中で自由な利用もかなり広く行われていると。

具体的にいわゆる公園利用のための施設も国はほとんど持っておりませんで、大部分は民間の方が持っているということで、3 つ目の「■」に民間と書いてございますが、ホテル、宿舎、売店、食堂、レストランという、いわゆる営利性のあるものはほとんど民間の方が持たれて営業されていると。また、地方も地方独自の観光施設等や道路、県道等々を持たれていると。環境省が持っておりますのは、そういう中でビジターセンターが 43 か所ございますけれども、それから、人が余りいないところの公営のトイレ、登山道というようなところを線のようにして、あるいは点のようにして管理しているということでございます。

3 ページですが、施設管理はどうやってやるのかということなんですが、結局のところ行為規制でやるわけですが、最初に書いてありますように、いろいろな方が中に入りますので、全体をどう回していくかという運営は、さまざまな面でいろいろな方と一緒に協働してやるしか手がないということでございます。したがって、これまでどうやって公園管理をやっていくかという検討会もやっておりますけれども、公園ごとに広範な関係者の参画する協議会などを設置して、公園のビジョンやこのビジョンを達成するために各主体がどういうことをすればいいかということを考えて、協働して実施していこうということが目標になっています。そうした中でボランティアの方もいろいろ入っていただいております。

では、具体的に予算はどのようになっているかということでございますが、先ほどありましたように、9 億円ちょっとの予算を維持費に使っております。その半分は工事・修繕費でございます。要するに、雪でひさしが歪んだとか、いろいろ施設が壊れたところを直すというのが約半分でございます。ビジターセンター関係で言いますと、ビジターセンターの維持管理（固定費）と書いてありますが、これはいわゆる光熱水費です。これは国が全部持つというものでございますが、それ以外のいわゆる管理請負委託費が約 2 割ございまして、約 2 億円でございます。したがって、43 か所のビジターセンターを 2 億円ですので、大体平均 500 万円ぐらいの維持管理費を払っているという仕組みでございます。

それをどういう形でやっているかというのは今、内閣府から御説明がありましたけれども、それ



どれ大まかに言うと3種類ございまして、5ページに書いてございますように、ほぼ直轄でやっているところ、運営協議会を設けてやっているところ、それから、運営協議会は設けなくても関係者と協働によるところがございまして。直轄でやっていますところは、今、市場化テストをやろうとしている大山の情報館ということでございまして。これはもうやっておりますので、御説明は省略させていただきます。

7ページが運営協議会を設けるということで、いろいろな施設がございまして。国立公園の中には国の施設も地方の施設も、場合によっては民間の施設もあるということですので、そうした施設の関係者が協議会を設けて、いろいろな財産の管理をどう負担していくか、どう回していくかを協議し、その負担の仕方、支出の仕方を協議するというやり方でやっているということでございまして。実際には、地方の方の負担の場合には、職員の派遣というような現物負担も結構ございまして。

粗々全体的な実態を申し上げれば、大体4対4対2ぐらいの負担の割合になっているということでございまして。

こういうところについては、どのようなサービスをどのような分担で負担するかを協議会で議論しながら決めるという過程を踏んでいますので、一定の額をぼんと提示してやるという市場化テストでは、なかなか難しいのではないかと考えているところでございまして。

もう一つが今、御指摘があった9ページ、自然公園財団を活用した受益者負担による管理の在り方ということでございまして、実は自然公園財団というのは2つ目の「■」を見ていただきますと、昭和40年代にごみが非常に大きな問題となりました。公園施設の維持管理のためにいろいろなところにごみが散らかっていた。これは国の施設というわけではなくて、むしろ地方の施設も含めて観光地のいろいろな場所にごみがたまっているのをどうしようかという問題のときに、最初は美化財団という名前が出てきましたけれども、国と地方できれいにするところをつくろうと。しかし、費用負担はどうするのかということで、それぞれ持っている駐車場等を提供して、駐車場の利用料で周辺の美化に充てようというのがもともとの発想でございまして。したがって、国や都道府県、地方から資金を拠出して財団が昭和54年につくられて、こうしたものと協働でやっているということでございまして。

実際には、それぞれ地区に連絡協議会という形で、その駐車場等を使って利益が上がったときにどういうふうに地域の美化をするかということは、使い道については連絡協議会で議論するということで、美化がメインなんですけれども、地域によってはお祭りのようなイベントの形で一部使っているところあるということでございまして。

こうした形のものでありますから、もともと必ずしも国の駐車場だけでなく地方の駐車場の上がりも入られて運営しているということがございまして。また、使い先も国の機関であるビジターセンターの費用の一部に充てている部分もありますけれども、もともと周辺の美化清掃が目的ですので、国有地以外の美化清掃に充てている部分もあると。県有地等々の施設の分もあるということで、こうした中で市場化テストというのは我々もどうやるのかイメージかわからないので、難しいのではないかと考えてございまして。

11ページは地方と分担しているものや、地方が完全に全額負担しているものがございましてけれど

も、基本的な考え方は同じでございます。

結論でございますが、基本的に今の市場化テストは我々の理解では、やはり国がある程度まとまりのある額を国の施設の管理という形で出す場合には確かに有効な手段だろうと思っておりますので、そういうところがあれば協力していきたいと思っておりますが、現実としてやっている協働型については難しいのではないかとということでございます。

その他の議論のポイントでございますが、民間事業者、NPOに広く開放とございますが、もともと修繕やそういうものは民間事業者に全部オープンにしておりますし、NPO法人は協働型の協議会等にはたくさん入っていただいております。我々もウェルカムという感じでございますので、そういうボランティアの方も含めて幅広く開放しているということでございます。

それから、財団の話が幾つか出ておりますけれども、財団は別に駐車場管理をするのが目的でつくられたわけではなくて、もともとは清掃事業と公園の美化等を行うために国と地方が共同で出資してつくられた財団だと理解しておりますが、そういうことでやっていますので、実は無料の駐車場は非常に多いということでございまして、料金が取れる駐車場は限られているということでございます。

それから、呼んで聴取しようという話は、先ほども申し上げましたように御判断ですので、やっていただいたらどうかと思います。

なお、これは地域ごとに全然性格が違いまして、それぞれ国と地方で協議しながらやっているということがございますので個性があります。こういうものだという形ではなくて、それぞれ地域ごとに現地の県や市町村と議論をしてやっていますので、事業の内容も異なっているというのが1点と、地方の代表者の方が理事には非常に多くて、全部で33名の理事や監事の方がおられますが、基本的には無給でございまして、1人だけ常勤の方がおりますが、その方だけが有給で、あとの32名は無給だということでございます。

以上でございます。

○片山主査 いかがでしょうか。

○井熊専門委員 今の国立公園に関して、ほかとの協働でいろいろ特殊な事情があるという点は理解したつもりですし、1件当たりの国の持っている施設ということに限れば額が小さいというようなことはあるんですが、そういうふうに線を引いてしまうと、結局細かいものは全然民間委託ができないという、これはこの分野だけではなくてそのようになっていくわけですよ。一つお願いしたいのは、例えば4ページの図にあるところで、ビジターセンターはこの中では両方合わせても30%ぐらいしかないのと思っておりますが、工事とか修繕とかいろいろ工夫によっては、こういうことにバインディングできる場所があるはずだという点があります。

もう一つは、国が入って地方公共団体などと連携してやっているのであれば、だからこそ国が地方公共団体を巻き込んで民間への委託をうまくまとめていくというような、そういうドライビングフォースにむしろなっていたらいいという気持ちもあります。

もう一つは、国営公園に関しては先日、国土交通省が比較的前向きな姿勢を示しているのかなということがあって、同じ公園ということに関しては省庁間で足並みをそろえていただきたいと思う

わけです。それはなぜかという、それを受ける民間というのは、これは環境省さんが所管、これは国土交通省さんが所管、これは県が所管という形で仕事を受けるのではなくて、公園だったら公園、施設管理だったら施設管理という1つのマーケットとして仕事をするわけです。それが一つ一つこれはこの省の事由があり、これはこの県の事由がありといったら事業者が育たないわけです。ですから、そういった意味では各省庁の都合ではなく、1つの分野でのトレンドを見極めた上で対応していかないと、いい民間事業者が育たないというようなこともあるので、いろいろ諸事情を踏まえながらも、一つの方向として動いていくことが必要なのではないかと思います。

以上です。

○逢見副主査 施設の維持管理についていろいろなやり方をやっているというのはわかるんですが、資料3の2ページに示されているけれども、財団を活用している例、それから、運営協議会を設けている例と随意契約なんですよ。特に、自然公園財団が常勤の専務理事さんは環境省の元の幹部だし、ほとんどが地方公共団体の知事とか部長あるいは公益法人の長が理事をやっていて、公益法人の人たちも元をたどるとそれぞれの役所から来ている天下りだということで、いろいろ説明したけれども、結局天下り法人、身内の財団に随契でやらせているんじゃないか、これは透明性が疑われることになると思うんです。ですから、こういう仕組みを直していくことをしないと、今までこうだったから今後もこうですという説明では、国民の納得は得られないと思います。

○片山主査 大山隠岐の分だけが直轄で今でもオープンになっているというのは、他との違いは何ですか。

○鈴木局長（自然環境局） これは実はもともとは協働方式でやっていたんですが、ここは非常に県の駐車場が大きく、町と国の駐車場も小さいものはあるんですが、県がもう抜けるということで県独自でやるということにされたということです。そうしますと、町も国も小さい駐車場ですので独自では維持できないものですから、そこは無料になっています。

そういう意味で、県独自になれば、県が国の施設の管理費を負担するというのは、またもう一つハードルがありますので、そこは協議会がまだできていません。実はこの情報館は比較的良好な場所にありまして、そういう意味で県の観光協会などにも入っていただいて、観光案内もしていただいているんですが、今は無償で入っていただいているということもあるので、将来的にはこの館の運営も、実は県の駐車場と隣接しているところもあるものですから、全体をうまくコントロールして、利用者に一定の形で負担をお願いしながら、県の施設や国の施設、町の施設をうまく持続的にやれないかなという希望を持っているんですが、なかなかそういう状況にはないということで、今は完全に国が直轄でやらざるを得ないということで、当時協働でやっていたときに比べて倍近い額が国の負担になっていると。当時は640万円ぐらいで済んでいたんですが、今はそういう金額になっているということで、こういうところで申し上げるのはあれですけども、もうちょっと協働が模索できないかなというのが我々の切なる気持ちなんです、今のところは。それから、スキー場に行く客がちょっと減っているんで、そういう地元の御事情もあるので、なかなか速やかには難しいというところがあります。

○片山主査 今は受託はどこがやっているんですか。

○鈴木局長（自然環境局） 今は財団が一者しか応募しなかったので、勿論今度、市場化テストをやりますので、何者入ってくるかわかりませんが。

○片山主査 私も昔、当事者の1人だったんですけれども、とにかく見ていて不明朗なんですね。何がどうなっているかよくわからない。そこから機動性に乏しいとか、意思決定が遅いとかいろいろなことあって、それではもう別々にということがあったと記憶していますけれども。

○鈴木局長（自然環境局） 協議会でやると意思決定が遅くなるし、協議会で議論すると竹を割ったようにはなっていないので、御指摘の部分があるので、そこは協議会方式のデメリットだと我々も思うんですが、他方で、そういうことで面倒で手間もかけながらもやるものですから、一応みんな参加意識は持っていただけるところもあるので、正直言うと、我々は非常に少ない人数で少ない金額でやっているの、そういう手間暇は惜しんでられないかなと思っています。

○片山主査 あと財団の現場で見ていると、いろいろ問題だらけでしたね。私も実は一時期、理事だったんですよ、辞めましたけど。というのは、財団自体がさっきもお話があったように理事がいっぱいいるんですよ。全然責任能力のない人というか、形式的な充て職で理事になっている人が大半で、理事会に1回も出席しない人だらけで、だからコアの少数の人でやっているわけですよ。しかし、それでも理事会が意思決定をしたことになるから、そういう無責任なことではいけないので、説明責任能力も果たせないからというので、別に反発したわけでも何でもありませんが私は任期途中で辞めたんですという、再任されないようにしたんですが、ちょっと財団の運営方針とか意思決定方式自体も仕掛けが大仰な割には問題がありました。

○鈴木局長（自然環境局） 我々も反省しないといけないと思います。むしろ、理事会という1つの大きな財団にはなっていますけれども、基本的にはそれぞれの地域ごとの協議会で事実上何に使うかは決まっていますので、そういう仕組みだと我々は思っているんですが、御指摘はよく考えます。

○片山主査 いかがですか。よろしいですか。

それでは、これも先ほど申し上げましたけれども、いろいろな国立公園を所掌されていて、職業的見地からいろいろなリスクや不安要素を述べていただきまして、それはそれで十分拝聴いたしました。その上で、これをどうすべきかというのは当委員会として方向を出しますけれども、それは仮にその結果としてリスクがあれば、それは政府側、政治側が引き受けるということですので。

○鈴木局長（自然環境局） うちもここに御説明に上がるに当たっては事前に三役に説明していますので、また三役の方と御協議いただければと思います。

○片山主査 ここで皆さんの御意見を伺って、こちらの委員の関心事項や考え方を申し上げたので、あと当委員会としてどう整理するかは、またこちらで相談したいと思います。ありがとうございます。

（環境省 退室）

（国土交通省 入室）

○片山主査 それでは、次の議題であります空港施設の維持管理業務について審議をしたいと思えます。国土交通省から前田航空局長さんにお越しいただいております。ありがとうございます。

では最初に、この問題について公共サービス改革推進室から業務の概要と議論のポイントについて簡略に説明をお願いします。

○山西参事官 公共サービス改革推進室の山西でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料5が内閣府が用意したもので、資料6が国土交通省が用意されたものでございますけれども、資料5に従って説明を簡単に5分程度させていただきたいと思っております。

空港施設の維持管理業務ということで、1ページ目に概要を説明させていただいております。大きく分けて3つ、空港の土木施設の維持管理、灯火・電源施設の維持管理、保安無線施設等の保守業務。それぞれ土木、灯火・電源、保安無線と対象となる業者も異なってくるんですけども、全体として委託費は70億円近くございまして、件数が90件。

そういう中でそれぞれの業務について見ていきますと、土木施設につきましては総合評価方式で受託者が決定されている中で、空港ごとの委託費は30億円程度となっております。

次に、灯火・電源についてでございます。灯火・電源につきましては、入札については総合評価でやっているものと最低価格方式のものがあるということでございます。入札状況は後で説明しますけれども、空港ごとの委託費は52ある中で18億円程度。

また、保安無線施設の保守業務につきましては、入札方式は最低価格方式になっていると。そういう中で、空港ごとの委託費の合計につきましては20億円程度になっているということでございます。

その中で4ページ目にまとめさせていただいておりますけれども、議論のポイントといたしましては、それぞれの入札のところにも書いてある話ですが、まずは一者応札をどう考えるか。各業務について土木も灯火も保安無線施設も3分の2以上が一者応札。航空保安無線施設等の保守業務につきましては、11件すべてが一者応札となっている状況でございます。こういう中で、一者応札になっていることについての要因分析や、どのような対策をとられているのかというのが一つの論点になると思っております。また、一者応札の問題以外に保安無線施設等につきましては、航空保安施設、信頼性センターへの落札が集中していると。これについての要因分析やどのように考えていらっしゃるのかというのが一つの論点になると思っております。

そういう中で、私どもといたしましては、公共サービス改革法に基づく民間競争入札の導入ができるのではないかと考えているんですけども、国土交通省さんの方針でもその方向で検討していただいているということですので、では、どのようなロードマップと申しますか、実際の導入に当たった考え方について国土交通省のお考えを聴取させていただきたいと思っております。また、それがどこでやることになるのかも問題になると思っております。

その他としてまとめさせてもらったんですが、土木施設の維持管理業務や航空灯火・電源施設の維持管理業務について、民間参入をさせるためには包括的な発注を大きくするのはどうか、それができないのはなぜかという問題、あるいは競争制限的なものがあるから一者応札になっているのかという点について、民間事業者の意見もこれから聞いていく必要があるのではないかと、こういう点を議論のポイントとしてまとめさせていただきました。

以上でございます。

○片山主査 それでは、議論のポイントが提示されましたので、できるだけそれに沿った形で御説明いただければと思います。というのは、提示された議論について皆さん方が了とされるのであればそれだけで結構ですが、そうでない面もあるでしょうから、それについて特に異論や意見を言ういただけると議論が非常にわかりやすくなりますので。包括的な説明は時間もありませんから結構です。

○前田局長（航空局） それでは、包括的な説明は割愛いたしますが、資料に沿って重複を避けながらざっと概要だけ申し上げたいと思います。

めくっていただきまして、2ページの空港土木施設からでございます。これは写真にございましており滑走路・着陸帯・エプロン等の点検、清掃、修繕、除雪作業等の業務でございます。

次のページですが、契約方式については経緯を若干記してございます。平成18年度から一般競争入札、平成19年度から総合評価方式による一般競争入札にしてきております。

それから、対応方針については、民間競争入札を平成23年度から複数年かけて段階的に導入する予定にしております。その際に留意点として、業務実施上発生した課題の適切な契約への反映とか受注機会の平準化といった辺りを留意したいと思っております。

次が灯火でございますが、これは2-1にございましており、灯火・電源設備を良好な状況に保つような点検・維持管理の業務でございます。入札契約方式については、平成18年度から一般競争入札、平成21年度から一部総合評価方式による一般競争入札をやってきております。

また、対応方針でございますが、これも民間競争入札を導入する方向で検討を進めようと思っております。スケジュールとしては平成23年度に4空港、新千歳、東京国際空港、大阪国際空港、福岡空港については既に総合評価落札方式を導入しておりますが、これについては平成23年度にほかの空港についても複数年かけて段階的に導入しようということをして予定しております。

最後の航空保安無線施設でございます。これは3-1にございましており、保安無線施設について定期点検による予防・保全的管理あるいは障害時の緊急対応といった業務でございます。特徴としましては、そこにSMCとありますが、システム運用管理センター、これはブロックに分けて管理を行っております。本年度までに4か所、再来年度までもう4か所、8ブロックを整備して管理を行っていくことにしております。

この入札契約方式については、平成13年度から一般競争入札を行っております。

最後に対応方針でございますが、民間競争入札を平成23年度から複数年かけて段階的に導入することを予定しております。

議論のポイントについて、また、それぞれの分野については担当課長から御説明させていただきたいと思いますが、まず、一者応札が多いという点について。業務について余り専門性、専門性と言うことははばかれるわけですが、ただ、1つの空港などについて、例えば、前の年などにやっていたりしている業者の場合には、やはり同じ業務をやる場合にも低いコストでできるということですし、もともと利益率の高くない業務でもあるものですから、どうしてもコストを抑えられない場合には、なかなか参入してこれられないというような状況があります。したがって、既にやっていた業者しか応札してこないというのが、どうしても現象としては出てきております。ただ、これに

については、いろいろな業者に対していろいろな説明なども行いまして、なるべく多様な業者が応札してくるよという事は努力しております。ただ、残念ながら一者応札が多いというのは事実でございます。

ちなみに、信頼性センターが多くの空港について担当しているということではあります、これも実は民間に、センター以外の者にやらせるように働きかけを行いました、なかなか手を挙げてくれるところがなかったというのが正直なところでございます。

あと、競争入札の全面的な導入に向けたロードマップについては、段階的ということ先ほど資料にも示させていただいております。先ほど受注の平準化というようなことを申し上げましたが、例えば、1つの空港などで受注してしまうと複数年契約でございますので、そこで受注できなかった者がほかの空港でのチャンスも失うというようなことになるものですから、段階的な導入をやりたと思っていますし、また、一旦1つの空港で民間競争入札をやっているいろいろな課題が生じた場合には、次の年の他空港での入札の機会に、そういった教訓を生かしてということがあるものですから、段階的な実施を行いたいと思っています。

それから、複数の業務について包括してというような御指摘もございましたが、これも現実にはいろいろな業務を両者ともできるという事業者の数が極めて限定的、ゼネコンのような大きな会社に限定されてきてしまうので、そういう意味では広く事業者を募っていくという観点からするならば、むしろこれは業務ごとの方がよろしいのではないかと考えております。

○片山主査 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方どうぞ。

○逢見副主査 基本的には、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を進めるということで、今までよりはやり方が変わってくるのだと思いますが、今まで一者応札が非常に多いという、それをどうすれば競争性のあるものに変えられるかということが論点になるのだらうと思います。そのときに、1つは複数年の契約にできないかということと、受注機会の平準化ということをおっしゃるので、そういう課題は持っているのだと思いますが、契約の規模、特に保安無線施設等はブロックの規模が非常に大きくて、1億円に満たない契約もあるかと思うと4億円を超えるものもあって、非常に規模が違い過ぎて、そうするとなかなか民間参入が難しいのではないかと思うんですけども、そういう契約の年度と規模の見直しというのは、具体的にはどんなことを検討されておりますか。

○戸田課長（空港部技術企画課） 複数年契約で1件当たりの規模を大きくして参入条件をより参入しやすくするという事については、おっしゃるとおりだと思います。我々自身の発注作業も、複数年契約にすればその分減少するというメリットもございます。ですから、そういう方向で考えていきたいと思っておりますが、私ども今日の議題である空港施設の維持管理につきましては、過去に国庫債務負担行為を使って複数年にまたがる契約をした経験がございません。経験がないというのは、そういう予算化をしておりません。ですから、複数年契約をするためには財務省の理解も得て、複数年契約ができる国庫債務負担行為を予算化するというのがその前提としてございます。ですから、その努力はしたいと思っております。

○加藤課長（管制保安部管制技術課） 航空保安無線施設の関係でございますけれども、私ども保守業務の効率化のために全国を8ブロックに分けまして、効率よい維持管理をしていきたいと考えております。それに合わせまして、民間の保守といいますのは、我々のシステムの国が行っております運用管理と一体性がございまして、国の方も当初は空港ごとに維持管理していたわけでございますけれども、効率を上げるということでこういうブロック管理を導入しております。それと一体として保守委託というものをやっております、やはり保守委託と運用管理というのは一体性がございまして、そういう意味で全国8ブロックの管理を入れようとしておりますけれども、これに合わせたような保守委託というのが必要になってくると考えております。

したがって、規模と若干違いますけれども、ブロックごとの契約というのが一番効率のよい業務の進め方だと考えてございます。

○井熊専門委員 先ほど一者入札になった一つの理由として、規模が小さく魅力がないのではないかというお話がありましたけれども、例えば、土木施設の維持管理という業務で、ちょっと大きな空港は3年ぐらいで発注すれば2億円とか3億円という額になると。今、地方の建設会社の疲弊度ですとか、あるいはそういうところが受けている業務の大きさから考えると、決して小さい魅力のない事業ではないと思います。私も空港の事業にかかわったことがありますし、いろいろな公共事業にかかわりましたけれども、空港というマーケットは極めて閉鎖的であると認識しています。それはやはり特定の事業者が非常に大きなシェアを得ているというようなことがあるかと私自身は認識しているんですが、やはりそういった意味で、少なくとも土木の維持管理業務の3分の2が一者応札であるというのは異常な状態と言わざるを得ないと思いますし、その原因をきちんと追及して、それを解決していくような取り組みは必須であると思います。

それから、この前この業種でいったときに私は、点検業務というのがあるので、1番と2番の業務を一体化した方が点検業務が効率化できるのではないかという話をしたんですが、その場合に特殊性が違うというお話がございました。ただ、そのときに例えば、千歳で4億9,000万円かかっていたとしたら、そのうち実際の工事にかかっているお金が幾らで、日々の点検にかかっているお金が幾らでということ进行分析しないことには、それがいいとか悪いという議論はできないと。その日常メンテナンスのシェアが高ければ、一体化すれば必ず効果が出るはずですから、そういうような分析も必要なのではないかと思っております。

○前田局長（航空局） 先ほど説明が至らなかった部分がありましたので、やや訂正として申し上げますのは、先ほどは契約の規模というよりは、むしろ利益率のことを申し上げまして、今までやってきた空港になれている事業者がやる場合には、同じ仕事をやるにもコストが安くついて、ほかの初めて入ってくる事業者だとコストがそれなりに高くて、利益率がそんなに高くないと言われていますが、そういう業務について、より高コストでやる場合にはそういう応札などにはしり込みしてしまうという傾向があるということを申し上げました。規模の面ではおっしゃるとおり、ある程度の規模の工事はあると思います。

○井熊専門委員 済みません、お言葉を返すようではございますけれども、今、一般の土木工事の民間事業者の利益率というのは、経常ベースで1%、2%という極めて低い利益率の中で今、事業者さんは皆



さん仕事を受けています。そういった意味で、ここだけが特に低いから出ないというのは、よほどの低価格でない限りはないと思います。

○戸田課長（空港部技術企画課） 土木施設の関係で競争制限的なことで参入者が一者になっているのではないかという御指摘ですが、私どもそもそも空港の土木施設の維持管理をするに当たって、求めている条件というのが幾つかありまして、1つは、過去15年間に空港の制限エリア内で工事をやったことがあるという参加資格を求めています。それと、各空港ごとに監理技術者を置くこと。これは通年契約ですので、通年置くという大きく分けて2つの条件をつけておりまして、その結果として参入できる業者は決して一者、二者というわけではなくて、空港ごとで違いますけれども少ないところで十数者、多いところだと50者を超えるぐらいの資格を持っている方がおられるんですが、結果として一者入札が今年度は6割を超えるということになっております。

どうしてそうなのかというのは、まだ引き続き理由を確認する行為が必要だと思いますけれども、私どもが感じる場所では、1つは、額が大きい空港も小さい空港もありますけれども、通年1人の技術者をその現場に張りつけておかなければならない。その制約があるのと、儲けが薄いというのはほかの公共事業も一緒なのかもしれませんが、先行者がかなり優位な地位にあるというのは確かだと思います。持っている機材も体制も既に先行者は持っておりますので、そういうこともあって一者になっているのだと思いますし、加えて、先ほどから御指摘があるように、3か年とか5か年というまとめて大きな額が発注されるということになれば、そこは一つのインセンティブ、それでもいろいろな体制や人間、機材を抱えようというインセンティブにはなろうかと思っておりますので、また、それは引き続き検討していきたい課題だと思っております。

それと、新千歳のお話が出ましたけれども、新千歳は御存じのように雪が多量に降る場所ですので、この半額程度は除雪の費用でして、その他メンテナンス、点検等保守に係るものは残りの半分ぐらいだという感じです。

○片山主査 皆さん方は競争原理が働くということに対して、心の底からポジティブな意識を持っておられますか。それとも、透明化や競争原理の導入はやらなければいけないことだからやるけれども、できるだけあそこに落ちてほしいなと思っているのか。あえて聞きませんが、胸に手を当てて考えてみてください。国の税金というのは本当に安く効率的に納税者のために使わなければいけない。それだったら、良質なものをできるだけ安く調達するというのが発注者の本来あるべき姿ですよ。そうだとすれば、何年にもわたって一者応札しかないというのは非常に異常なことだし、それから、税を安く効率的に使おうという立場からすると由々しき問題なんですよ。もうちょっとこれに対して問題意識を深刻に持つはずですよ。よくわかりませんというのは、私から見たらオープン化に対して非常にネガティブだし、多分心の底から競争原理が働くことは願っていないんだろうなと思ってしまうんですが、いかがですか。

もう一つ聞きますと、ここにある一者というのは天下りが行っていないですか。航空保安施設信頼性センターに天下りはいませんか。いるのだったらだめなんですよ。瓜田にくつをいれず、李下に冠をたださず。身ぎれいな人なら、これでもしようがありませんと言えるんですけども、インサイダーの関係がある人たちが、いや、ここしかなかったんですと言っても世間は信用しないんです。

そういうインサイダーの関係はもうやめましょうというのがこの委員会のミッションだし、霞ヶ関の皆さん、税金を使って仕事をする人はみんなそうでなければいけないですよ。やはりインサイダーへの郷愁というのは皆さん方に染みついているんだと思うんです。だから、こういうものが放つたらかしのしにしている。そこはよく考えてみてください。

それから、真面目な御議論で、複数年度にすることはやったことがないというのはそうだと思うんです。勿論、今だったら国庫債務負担行為をとらなければいけない。地方自治体の場合も債務負担行為をとるケースと、個別に類型化して、これは債務負担行為をとらなくても複数年度契約をしてもいいですよというのがあるんです。例えば、電気代とか水道契約とか、それから、OA機器のリース契約とか、そういうものは法律で立法化して類型化してあるんです。ですから、何らかの措置が必要です。これは今、政府の国家戦略室で予算の在り方に関する検討委員会を去年やりまして、複数年度予算をやっているという動きが出ていまして、こういうものがあれば多分、国庫債務負担行為になると思いますけれども可能にしますので、そこはもう余り心配されなくてもいいと思います。それは政府の方でやる話になるはずですから。

ということで、皆さん方の心情について申し上げましたけれども、いかがですか。本当に心底税金を効率的に使おうという性根になっているかどうかということ、ちょっと考えてみてください。

○前田局長（航空局） 競争原理導入で手段としてこういう方向でということについては、私どもは賛成の立場でございます。したがって、この方針にも書かせていただきましたが、複数年の民間競争入札導入の方向で検討させていただいていることから、その辺は御理解をいただければと思います。

それから、一者応札の件について冒頭も申し上げました。いろいろ私どもの方でこういう要素なのかということ勝手に申し上げた次第なんです。繰り返しになりますが、信頼性センターに関しては、一者でこれだけやっているということが決して望ましいとは思っておりませんし、私どもの方でほかの民間の事業者にやるようにということで努力したのは事実でございます。ただ、それでも手を挙げるところがいなかったというのも事実でございます。引き続き信頼性センター以外の者がこの業務を行うように努力はいたしますけれども、これまで全く何もしてこなかったということではございませんので、その点も併せ御理解いただければと思います。

○片山主査 今のような説明も、お答えはなかったんですけども、天下りがいなければなるほどそうかとすんなり受け取れるんですよ。ところが、天下りの関係がある以上は世間は信用しないんです。まあ、言っていることとやっていることが違うなと受け取るんですよ、そんなものですよ。世間から皆さんそう思われているんですよ。だから、きれいごとを言うのであれば、きちんと身ぎれいに一切天下りは排除する。できますか。それだったら、私はこれで別に文句を言う筋合いのものではない、競争原理を導入してもこんなことかなと思うけれども、天下りががちとある中で皆さん方が幾ら抗弁しても世間は信用しないです。クリーンハンドの原則で、手はクリーンでないといけません。襟を正したら襟が真っ黒になるような状態では、世間の信用は得られない。

もう一つは、さっき税金をいかに効率的に使うかが重要だと言いましたが、もう一つ、私が今聞いていてちょっと不安になるのが、一者しかないといったら、そこがつぶれたり、不慮の災害に遭

ったときどうするんだろうと。そのリスク管理はどうされているんだろうかと。一者しかなかったら、ほかは誰もできないということでしょう。もし、何らかの形でその一者にトラブル、アクシデントが起こったときにどうされるんですか。ユーザーの立場から見ても、やはり適度な競争原理が働いて交換可能性がないと、重要な国の施設ですから、国民から見たら非常に危なっかしくてしようがないと私などは思ったんですけれども、そういう観点も必要だと思いますよ。

○加藤課長（管制保安部管制技術課） 今おっしゃいました航空保安無線施設でございますけれども、もともと国の専門技術者がやっております、平成 10 年の改革で民間を入れております。それから財団法人が受けてまいりましたが、最近、民間導入の促進ということで入札参加要件の緩和を相当行っております。それと、民間企業に対してもできるだけ入ってきていただくように周知啓蒙あるいはセミナー等を開いて、民間の方々が入るような措置をかなり行っております。それで、今、財団法人が入っておりますのは、民間の方々が入ってこないところです。私どもの施設の保守はやらないと航空の安全を確保できませんので、どうしても民間の方が入ってこない部分に公益法人が補完的に入っているということでございますけれども、今後とも民間企業の方に入ってきていただくような、今言いましたセミナーの開催あるいは技術の移転というところは、最大限努力していこうということで今進めております。

○片山主査 努力はよくわかりますけれども、要は結果ですから、結果が努力したけれどもこんなものでしたと言うと、それは何らかの障害があるんですね。何だろうかと言うと、1つは参入障壁があるかもしれない。それは過去の実績とかを重視すればどうしてもそうなりますよ、新規参入は抑制されますよね。一者しかできないことのリスクを解消しようと思ったら、複数のプレイヤー、アクターがいなければいけない。それだったら、できるだけ参入しやすいように考えてあげなければいけないです。それを従来と同じように、過去の工事实績がなければいけないというのだったら、それはピシャッと閉ざしたことになるんですね。参入障壁というものを競争性を働かせるためにどこまで緩和できるかということポジティブに考えてなければいけないです。

もう一つは、一者しか応札しないというのは、ひょっとしたら談合があるんじゃないかという推察も成り立つわけですよ。いずれにしたって、私などが見たら異様に思います。努力されているということは伺っておきますけれども、結果が必ずしもそれを反映していないということだと思います。

段階的という話をされたんですけれども、それは多かれ少なかれそういうことだと思んですが、それを単にこういう具体性のない言葉で終わらせるのではなくて、やはりきちんとしたロードマップをつくられるべきだと思うんです。というのは、状況を見ながらいいあんばいにしていこうと多分皆さん思われると思うんです。余りいろいろな衝撃が起こらないようにとか。ところが、そういう役所の方が主導権を持って、状況に応じていろいろ考えていいあんばいにしますというのは、外から見たらすごく不透明なんです。こういうところに参入しようと思ったら、やはり人材の確保だとか投資だとか、技術者の養成とかいろいろなことを民間業者がやらなければいけないんですよ。そのときに役所の都合でいつになるのかわからないとか、どこまで広がるのかわからないでは、やはり参入しようがないですよ。きちんとロードマップを示してあげて、こういう道筋でこうい

う条件で拡大されるんですよ、緩和されるんですよということがわかって初めてそれを信頼して、では、うちの会社はこういう方針にしようかということになる可能性が高いので、皆さんが全部生殺与奪の権を持って、俺たちがいいあんばいにしてやるんだということは是非やめてもらいたい。きちんとロードマップをつくることを称して段階的と言うなら理解できますけれども、単に段階的と言うのでは私はだめだと思います。

よろしいでしょうか。それでは、議論もかなりできましたので、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

(国土交通省 退室)

(警察庁 入室)

○片山主査 それでは、次の議題であります警察通信業務について審議をしたいと思います。警察庁からは稲垣情報通信局長さんにお越しいただいております。ありがとうございます。

それでは最初に、公共サービス改革推進室から業務の概要と議論のポイントについて、簡略に説明をお願いします。

○山西参事官 それでは、公共サービス改革推進室の資料7に沿って説明させていただきたいと思っています。なお、資料8が警察庁が御用意されて提出された資料でございます。

資料7は警察通信業務の概要といたしまして、1枚目が概要、今回関係してくるのが通信網整備・維持管理業務(1)に当たるところと考えております。

2ページ目以降に、より広く警察通信業務の民間委託の状況について内閣府でわかっていることを並べたものでございます。まず、平成21年度の民間委託の内訳で見ますと、当初予算の後、補正がついているんですけども、大体260億円が当初予算、1,149億円が補正後の数字となっていると。

そういう中で、一者応札の状況を見ますと、一般競争入札の状況のうち金額が226億円中120億円ということで表2になりますけれども、金額の45%、件数にすると34%が一者応札という状況になっているところです。

更に、一者応札の契約の状況を見ると表3のとおりということで、これは通信施設でよくある話ですけども、物品と役務というのがどうしてもリンクしてしまうという問題があるのかなという状況でございます。

3ページ目でございますが、また別の視点で平成21年の4～9月というところで、保守等関係業務について見たところ、9件が直近5年間で同一または類似の業務について同一の事業者が落札したものが出てきております。

そういう中で、表5は一般的な資料ですが、警察庁の方でも随意契約、企画競争の状況について見直しを進めていらっしゃるしまして、平成17年度と平成20年度を見ていくと、競争性のある契約方式が増えているんですけども、どうしても随意契約、企画競争が残っているという状況でございます。

そういう中で4ページ目に議論のポイントとして並べさせていただきました。まず、最初ですが、例えば、電話専用料というのがありますけれども、特定の会社との長期契約になっているのか、競

争入札がどういう状況になっているか。

また、一者応札の問題でございますけれども、一者応札への対応について警察庁がどのような御努力をされているのか。

また、警察通信関係の随意契約や企画競争の中身がどうなっているのか。例えば、平成 21 年度の該当事業について、できれば関連資料を見た上で分析させていただきたい。

4 点目でございますが、電気通信設備の物品の購入後、同じ事業会社による保守が毎年度継続して契約されるとかなりの国費のむだになると思いますけれども、それについてライフサイクル契約や複数年度契約等何らかの経費削減措置が取られているのか。

5 点目、似たようなことですが、通信関連の物品購入についての複数年契約を使う手法を他機関と同様に導入されているのか。

6 点目でございますが、警察通信の分野で民間委託している業務のうち、以下に掲げるようなものについては公共サービス改革法に基づく民間委託が可能なのではないか。要するに、一者応札になっているもの、企画競争になっているもの、一般競争になっているものうち不落随意契約になっているものについて、競争状況を見直した上で法律に基づく民間委託が可能なのではないかというようなことを問題提起させていただいております。

以上でございます。

○片山主査 ありがとうございます。

それでは、今幾つか議論のポイントが提示されましたので、専らそれに対して皆さん方がどう考えているか、この点に特に重点を置いてお話しください。概括的な説明はもう結構ですから、時間も限られていますから、今の議論についてどうお考えかを教えてください。

○稲垣局長（情報通信局） 今の課題についてお答えした方がよろしいのでしょうか。官と民の仕分けということがありましたので、持ってきた資料はそこについてほとんど準備をしておったんですけれども。簡単にそれは説明させていただいてよろしいですか。

それでは、今お話がありましたので、ちょっと資料がありますけれども、簡単に説明をいたします。警察の通信ということでございますが、事件や事故あるいは災害の現場で警察活動を行うに当たりまして、警察官や警察署や警察本部、更には警察庁までの報告、連絡、指揮命令、情報共有を行う神経系統を成すものでございます。警察通信の種類は事務局の資料にもございましたが、全国の警察組織を結ぶ固定通信、それから、警察官と警察本部などを結ぶ無線通信、そして、映像の通信あるいは通信システムを使った各種の通信がございます。

3 枚目は概念図を表したものですけれども、例えば、右側で災害などの現場があれば、そちらで警察活動が行われますけれども、警察の対応は組織的に行うものですから、現場の警察官と警察署あるいは警察本部との間を無線で結んで指揮やあるいは報告を受けております。必要に応じて現場の状況をカメラで映して、これを警察本部に送り、そこから更に詳細な指揮を行います。あるいはこういった内容は必要に応じて警察庁に、更に、首相官邸にも送っております。

警察通信の活動ですけれども、4 ページ目にどういうものがあるかを簡単に書いております。これにつきましては、例えば、被害者がいましたときに被害者のところで隠密裏に監視カメラを設け

るとか、あるいは人質立てこもり事件が起こったようなときに、その状況を把握したり、あるいは現地における警察の捜査本部を立ち上げるとか、あるいは雑踏警備、あるいは要人の警護、そして災害の現場での活用がございます。

5 ページ目ですけれども、こういう現場で警察と一緒に活動した活動を私どもは機動警察通信活動と呼んでおります。略して機通隊活動と言っております。この絵にありますように、災害や事故の現場においてその状況を警察本部に迅速に届ける。あるいは警衛・警護の現場において、要人の周辺の状況をリアルタイムに警察本部に連絡するとか、あるいは事件捜査の現場において、これはたまたまハイジャックの訓練の写真がついておりますが、こういう現場の映像あるいは音声等の情報を、これも本部に送るという活動でございます。こういう活動を行うために警察官と一緒に活動した訓練を常に行って、こういう事態に備えるということをしております。

また、国際緊急援助隊にも通信が入っております。例えば、スマトラの地震であるとか、あるいは一昨年の中国・四川の地震であるとか、国際緊急援助隊が出ればその中にも通信の職員が入っております。

こういったことから警察通信の特徴を簡単に申し述べますと、1 つは、今申しましたように、警察官と一体となった柔軟かつ迅速な活動が必要であるということでありまして、臨機の迅速で柔軟な警察活動を支えるために、危険な環境下で警察官と一体となって活動するということです。

もう一つ警察通信の特色といたしまして、高度な危機管理が必要であると。例えば、地震が起こった際に携帯電話等が使用できなくなるということは日常経験することですけれども、そういった場合に特に警察の通信が疎通しなければ警察活動が行えませんから、そういうようなときでも警察の通信が生き残るような高度な危機管理が必要になります。また、警察の通信は被害者の情報あるいは捜査情報を取り扱っていますから高度な保秘が必要です。

4 番目にちょっと気がつきにくい点ですけれども、警察というのは常に過激派とかテロの集団といった組織的なところと対峙しているところですから、そういうところからの組織的な攻撃に対しても耐性を持っている必要がございます。

こういったことから、私どもの説明の一番肝になるんですけれども、9 ページ目でございますが、業務の内容を区分しております。私たち警察通信のシステムをつくるための整備や維持管理につきましては、ピンクで塗っておりますが、整備、これは民間事業者の回線を利用しまして、私たちの警察通信システムで使っている機器を製造したり、それを設置したり、あるいは改修したりする工事、こういった整備に関する部分。あるいはこういう機器を修理したり、あるいは取り付けたり、取り外したり、定期的な点検・清掃を行ったり、オーバーホールを行ったり、こういったような維持管理を行っている部分はピンクの色を塗っておりますけれども、これは基本的に民間事業者に委託して行っております。

一方、こういったことを警察活動に応じて、どういう通信施設を整備したらいいのか、どういうところに施設の重点を置くのか、こういう企画立案に関するもの、そして、それを行うための予算を獲得する、そして獲得した予算を執行する、つまり契約するといったことにつきましては当然、警察が行っております。

それから、前のページまでで説明しましたように、警察官と一体となって行っております警察通信活動、災害や事件や事故の現場で機動警察通信活動を行うといったものや、あるいはその裏側にあります警察本部でそれに対応して、警察通信を確保するためのさまざまな行動、そして、応急措置、危機管理に対する業務は警察が行っております。応急措置というのは障害が発生したときに、当然これは事業者に委託して障害を処理するわけですが、業者に障害処理を委託してから実際に直るまでは当然時間がかかりますので、その間重要な警察通信が途絶しないように応急処置を行うということです。

次に、警察通信の予算ですけれども、事務局からお話がありました警察庁予算 2,670 億円のうち、警察活動基盤整備費と警察庁施設費の中に警察通信の予算が含まれておりまして、これは平成 21 年度の当初予算で警察通信の予算は約 260 億円。そのうち新增設・改修費は 132 億円。維持管理費は 77 億円、電話専用料は警察庁から警察本部、警察署、交番までの間の通信回線の借料ですけれども、これが 51 億円ということになっております。

11 ページにまとめておりますが、警察通信関連業務のうち、警察通信に関する整備・維持管理につきましては既に民間事業者に積極的に委託を行っております。一方、機動警察通信隊等の活動や警察通信に関する企画立案、予算の業務については当然のことながら警察自らが行う必要があります。したがって、官と民の仕分けはできているものと考えております。

一方、民間に対する業務委託につきましては、包括的でなおかつ複数年度にわたる契約といったものにつきまして、これから導入していくということは当然考えておりまして、今、老朽化しております広域交通管制システムの更新整備及び維持管理につきまして、民間競争入札の活用を検討したいと思っております。ちなみに、広域交通管制システムというのは一番最後のページに示しておりますけれども、これは阪神・淡路の地震の際の経験でつくられたものでして、各都道府県警察の持つております交通の情報を警察庁に集めてまいりまして、大規模な災害等のときに広域的な交通管制を行うためのシステムでございます。

以上が説明資料でございまして、議論のポイントで御質問がありました点について簡単に、御説明を口頭でさせていただきます。

まず、電話専用料が特定の会社と長期契約をしているのかという御指摘ですけれども、基本的に一般競争入札すべてを行っておりますので、長期契約をしておりますが一般競争で行っておりますので、特定の会社ということではありません。

それから、一者応札を減らすため、警察庁はどのような措置をとっているのかということですが、基本的に私どもはものを調達するときには、まず、庁内で仕様書審査委員会を常設で作りまして、そこで仕様書が公平なものであるかをきちんと審査して、その上で仕様書案をまず公開いたします。公開した仕様書案に対して調達に入りたいという業者がそれを見て、仮にそれが偏った仕様書であれば、そこで意見を言ってまいります。その意見を取り上げて仕様書を改めまして新たに調達をかけるという形になっておりますので、きちんと意見招請という手続を踏んでおりますので、一者応札を減らすためのきちんとした手続は踏んでいると思います。

その上で今回、事務局の資料にございましたような一者応札が随分多いということでございます

けれども、こういう手続を踏んでなおかつ一者しか入ってこなかったということですので、これは私どもの方でどうこうということではないと思います。勿論、ある無線のシステム等を導入して、それについて保守委託が一者になるというのは、整備した会社にかかなりのノウハウがありますから、どうしてもそこが優越しているような事情がございますので、それで一者になっているかと思っておりますけれども、新たに調達するようなものにつきましては、基本的にこういう手続をきちんと踏んでやっております。

3点目に、警察通信関係の随意契約や企画競争の中身ということがございますけれども、まず随意契約ですが、私どもは全国にたくさん中継所を持っております。その中継所は当然、国有地だけではなくて民間の借り上げ地にも中継所はあるわけですが、そういう土地の賃貸借契約等は当然のことながら随意契約になってしまいますし、さっき説明しましたが、映像の関係は通信衛星を利用して警察庁に映像を送っておりますけれども、通信衛星の借料等も毎年同じ通信衛星を使いますので、そういったものは随意契約になってくると思います。ただ、これまで秘密等を理由にして、例えば、道路上にカメラを置きまして自動車のナンバーを見るというシステムも持っておりますけれども、こういったものにつきましては、仕様書の中身を広く知らしめると対抗措置をとられてしまうということもあるので、仕様書を完全にオープンにすることはできないというものにつきましては、昔は随意契約でしたが、今はそういったものも競争性のある、この企画競争というのは私どもこういう概念を持っておりませんが、公募による一般競争入札、公募による入札と。要するに、あるところにこういう仕組みを入れますよということを公募しておいて、そこに参加するという意思を表明したところに対して、仕様書を限定的に見せて入札を図るような形の競争入札を行っております。

毎年度連続して契約するのはかなり国費のむだと、これは改めようということで、事務局の資料にもありますが、3ページに複数年度にわたる同一業者の落札状況の中で、これは必ずしも私どもの警察通信業務ばかりではなくて、ほかのものも入っているんですが、警察通信業務がこの中に入っていて、それは広域交通管制システムの保守委託が金額も一番大きくなっていますけれども、これは先ほど申しましたように、包括的でなおかつ保守委託も調達に含めたような包括的な契約にしたいと考えております。

それから、5番目の警察関連の物品購入とその保守に関する役務の提供を包括して複数年度契約を行う手法を導入しているのかということですが、既に一部の機関については、こういった手法を取り入れて行っております。

最後に、民間委託している業務のうちで、以下に掲げるものについては競争制限的な条件を排除しというところですが、一般競争を実施しているもののうち一者応札、これは今申し上げました広域交通管制システムがこれに該当すると思います。

あと、企画競争というものの自体はやっておりません。

随意契約の中で不落随契になったものという御指摘ですが、これはたまたま一般競争入札を行うときに不落になってしまっていて、やむを得ず随契になるということですので、包括的な競争によってこれが改善されるかどうかというのは、よくわからないところです。



以上でございます。

○片山主査 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○井熊専門委員 幾つか初めてなので質問ということですが、まず、随意契約の中に先ほどどうい  
うものが随意契約かという話がありましたが、ほかの省庁でも今は公共団体のIT調達というのは  
極めて問題があるケースが多くて、随意契約とかほとんど民間に牛耳られているようなケースもあ  
ります。その中で特に、保守管理のところはほとんど随意契約化しているというケースが多いんで  
すが、この随意契約の中で保守管理というのはかなり含まれているのかということが1点あります。

あとは、一者になるケースが結構多いと言われていますが、日本の電気メーカーさんの場合は結  
構業務が重複しているので、何でそれが結果的に一者になってしまうのかという理由が1つ。

もう一つは、かなり一般の公共団体に比べると高度な通信情報設備が使われているので、よほど  
皆さんの中で高度な知識を持たれたスタッフがいない限り、効率的に発注していくのは物すごく難  
しいのではないかと。公共団体のITの調達がうまくいっていない一つ理由として、民間だと普通  
はコンサルタントなどを入れて段階的にだんだんやっていって、最後SIが発注するという形にな  
っているんですけども、直接ベンダー契約をしてしまうので、ベンダーのいいようにされると言  
うと言いは悪いかもしれませんが、割と高額にものを買ってしまうということがあるので、そう  
いうITの特殊性を考えた調達体制をとっているのかどうかという大きく3点です。

○稲垣局長（情報通信局） まず、保守委託も基本的には入札にかけておりますので、随意契約に  
しているものはさっき言いましたような特殊なものです。中継所の借地とか仕様書を完全にオー  
ンにすることはできないものにつきましては、随意契約もしくは公募による入札をしておりますけ  
れども、基本的には随意契約にはしておりません。

それから、ITに関してですが、警察の通信はもともと長い歴史を持っておりまして、無線機等  
は警察がどちらかといえば実験台になるような形で日本の無線機などの整備をずっとしてきたわ  
けです。そういった技術者がこれまでも担当しておりますので、私たちの方がメーカーに対してむ  
しろこういった点をというのを指導しながら整備してきたというのが実情です。なおかつ、そうい  
った形で仕様書をつくって入札にかけております。金額が多いのは、今年はたまたま補正予算もあ  
りまして、阪神・淡路の地震の後に全国に衛星通信設備を入れたものを今回更新したわけですが  
けれども、これがかなりの金額で一者応札になってしまった。この理由は、たまたま一者応札になっ  
たということです。

一者応札の件数が多いと見られているんですけども、これはたまたま平成21年度の補正予算  
で、ここに資料を出しているところまででして、これから以降平成21年度の補正予算で相当の  
ものを一般競争入札で入れて、かなりの低価格で落札したものもありますので、トータルで年間を通  
してみれば比率は金額的にもかなり大幅に下がるであろうと思っております。

大臣にも、ここに来る前にこの資料を説明したときに是非言っておけと言われましたのは、これ  
はたまたま衛星の関係で非常に大きな落札があったんですけども、これをずっと上回るような大  
きな落札、地域の警察官が使用する無線機も今年補正予算で整備をするんですけども、これも一般競争

入札で入れまして、100億円以上の契約差金が生じまして、これは勿論、国庫にお返しするという形になっております。こういったものがここに入っておりませんが、それが積まれれば、更に一者応礼の金銭的な割合は下がると思います。

○井熊専門委員 確かに専門的な知見のある方がいらっしゃるというのはわかるんですけども、情報通信の分野というのは非常に技術進歩が早いので、公共団体でその技術進歩に追いつくだけの人材を確保できるとは私にはわかに信じがたいんです。結局、自分が高度だと思っていることが、そもそも高くものを買ってしまう一つの理由だと思うんです。そういう意味で、民間であれば専門のコンサルタントがいろいろ仕分けしているようなところまで内部でやられているんですか。

○稲垣局長（情報通信局） ちょっと質問の意味が。

○井熊専門委員 民間は組織の運営方法とか、それをどう改革していくかということも含めて、だったらこういうシステムをやりましょう、この装置はこの会社から、この装置はこの会社から買おうというのを専門のコンサルタントやS Iと言われている事業者が仕分けしていくんですよね。それで発注していくんですけども、そういう専門的な業務を内在しているんですか。

○稲垣局長（情報通信局） 十分専門的な知識を持った者がおります。

○片山主査 それはどこにですか、警察庁にですか。

○稲垣局長（情報通信局） 警察庁におります。

○片山主査 県警本部は。

○稲垣局長（情報通信局） 県警には警察庁の出先の者がおります。それに、ものは基本的にはほとんど警察庁で買っております。

○坂口総括審議官（長官官房） 本人からだと言いくいと思いますので、長官官房から補足させていただきます。

当方の場合は先ほど申しましたように、以前は通信局という組織がありまして、どちらかといいますと通信が専門だったんですが、そういう方たちは要するに電子通信の大学などを卒業された方がずっとおられまして、その中でコンピュータが出てまいりました。それからまさにITが進んできたということがありまして、そういう知見のある方がたくさんいたものですから、これを情報通信局という形で更に情報部門も統合した形で局が大きくなり中身が変わってきています。ですから、仕事の中身もそういった意味ではITの専門家が多数おりまして、業務的にも先ほど言いましたように、例えば、コンピューター犯罪の多様化とか、まさにコンピューター犯罪とフルに戦わなければならない分野があるものですから、まさに警察庁の中にそういう部隊を内在させておりまして、そういった人間も随時採用しております、中で教育もしております。そういった意味でITについては、実は局長自身もそうなんです、専門家は警察庁でまとめて採用しております。

組織の中では、実は各県に情報通信部というのがあるんですけども、これは都道府県警察本部の建物の中にはあるんですけども、国の出先機関になっています。ですから、こちらで人材供給できますので、そういう形で実際にITの専門家については人材確保されているというのが現状でございます。

こういった情報通信機器については、基本的にはすべて国で一括購入していますので、こちらで

すべて仕様書等も専門家が作りながら対応しているというものでございます。

○逢見副主査 国民の税金を使って調達するわけですから、できるだけ安いコストで、しかし、しっかりした中身のものを調達してほしいというのが国民の声だと思うんですけども、その際に随契がこの資料ですと以前として3割ぐらい残っているし、一者応札は補正も入れればもっと下がるということなんですけれども、この情報ですと3分の1強が一者応札になっていると。そうすると、結局高いものを買っているんじゃないか、あるいは事実上新規参入できないような仕組みになっているんじゃないか。技術的要件のレベルがきちんとしていて、そこでなかなか競争できるところが少ないんだというのは理由としては成り立つのかもしれませんが、もし、そうでない理由があって、例えば、OBが入っているところの方が有利だとか、そういうことがあるとすれば不当な競争制限になると思うんですけども、そういうところについてはどうなのでしょう。

○稲垣局長（情報通信局） さっきも繰り返し申し上げておりますけれども、一者応札になったところにつきまして、衛星通信関係のきというのとはそんなに特殊なものではありませんから、それが整備で一者になった理由というのは私どもが意図したものでは決してありませんし、OB云々ということでは決してないと思います。

それから、随意契約が依然としてということですが、これもこちらの事務局でつくっていただきました資料は平成20年度の実績という形で出ておりますが、先ほど言いましたように、平成20年度の下半期からそれまで秘密にわたる契約ということにしておりまして、例えば、道路上にカメラを仕掛けて自動車のナンバーを読むというような装置につきましても、公募による入札という形に変えておりますので、平成21年度になれば競争性のない入札という部分はぐっと小さくなると思います。ですから、このようにどんどん改善してございまして、我々としてもできる限り入札によってコストを下げたいとは考えてございまして、そのように努力をしております。

○逢見副主査 それでしたら、これは事務局で作成した資料ということですので、警察庁自身からどういう入札方式でやっているのかについての資料を出していただきたいと思っております。

○稲垣局長（情報通信局） わかりました。

○井熊専門委員 あと、競争が一応二者、三者出ているんですけども、結果論として同じシステムで同じ会社が継続して入札を仮にしたとしても、同じ会社が継続して受託しているケースが何割ぐらいあるかというのは調べられますか。

○稲垣局長（情報通信局） 継続してというのは、3ページの表4に当たるようなものということでしょうか。

○井熊専門委員 申し上げているのは、例えば、契約相手として三菱電機というのが一番上にありますよね。警察の移动通信システムというのがあって、制御装置をつくるという仕事がありますよね。そうすると、前のものも三菱電機がつくっていたとか、そういう同じような設備を1つの会社が連続落札しているというのは。

○稲垣局長（情報通信局） 装置の保守ということになりますと、それをつくっている会社に保守の能力が高くなるというのは、ある程度やむを得ないところがあるかと思っております。

それから、その下にあります物品の方でAPR形移動用無線機というのものも、あるところで仕様

書をつくって、そこが最初に入札にかけて落とします。そうしますと、翌年度以降も今度は警察官の数が増えたから、また無線機を何十台と買い足さなければいけないというときには、その無線機は一般競争入札にかけますけれども、つくった実績のあるところの方が既に開発したノウハウを持っているわけですから、どうしてもそこに落ちてしまう、あるいはそれ以外のところがなかなか手が出なくて、結果的に一者入札になるということはあると思います。

○坂口総括審議官（長官官房） 例えば、APRというのは今、警察の車両で使っている無線機なんですけれども、この前世代のもの、たしか最近になって切り替えたんですけれども、前世代の警察の車載無線機の契約状況はどうかという意味ですか。

○井熊専門委員 今、局長がおっしゃられたとおりで、IT関係の場合は1つのシステムを受託した業者の情報独占性が強くて、ある事業者が何とかというシステムを受託すると、その次もその事業者、その次も事業者となったケースが一般的に多いんですけれども、そういうふうになっているケースが多いか少ないかということですが。

○稲垣局長（情報通信局） あるものを買って、その増設分が続くうちは、やはりそのところが圧倒的なシェアを占めてしまうということはあると思いますが、その次の世代に切り替えるときは全く白地のところからということになります。ですから、ちゃんと競争はそこで働くと思います。

○井熊専門委員 思ったけれども、やはり同じ会社になってしまったというケースがどのくらいあるのか知りたいと。

○稲垣局長（情報通信局） 申し訳ありません、そういう調べ方はしておりませんが、あくまでも白地になっての競争ですから、前と同じところが落としたからといって決して不正ということはないと思いますけれども、がらっと変わるということは当然あります。

状況ではなくて数値的にと言われますと、申し訳ありませんが、その数値は持っていません。今すぐ出るかどうか、調べてみないとわかりません。

○片山主査 お話を伺っていて、いろいろ努力されているという経緯は多少理解できるんですけれども、ちょっと腑に落ちないのは、一者応札しかない、それが結構なウエートであるというのは、さっき局長さんはたまたま一者応札になったとか、いろいろ努力して競争原理を導入したんですけども、こういう結果になったのは我々がどうこうすることではないと言われたんですけれども、それはちょっと認識が違うと思うんですよ。というのは、本当に公正な競争原理が働いた中でたまたま一者しかなかったというのであれば、実に不安ですよ。その会社がつぶれたり、事故ったりして応札がなければ誰も参入しない。そうすると業務が途絶えてしまうじゃないですか。たまたま一者あったからよかったけれども、誰も応札してくれないとなったら皆さん不安で夜寝られないということはないですか。そうではなくて、きっとここが来るだろうというのは予想しているでしょう。

○坂口総括審議官（長官官房） 平成21年度の途中経過なんですけれども、例えば確定したもので申しますと、平成20年度で警察庁全体の一者応札状況は26%です。一般競争したけれども一者応札という形になっています。これが少ないと見るか、多いと見るかは……。

○片山主査 多いです。

○坂口総括審議官（長官官房） 全体平均は32%です。

○片山主査 全体が多いですよ。

○坂口総括審議官（長官官房） ただ、私どもとしては、これが正しい状況とは考えておりません。先ほども申し上げましたように、公告期間も原則 10 日以上となっていますけれども、なるべくそれを長くしております。

○片山主査 いろいろわかりますけれども、結果を見ると競争原理が働いていない部分がまだ相当あるということでしょう。それは何だろうかというのは皆さん方真剣に考えなければいけませんよ。というのは、税金を使って仕事をしているわけです。その税金というのはできるだけ安く、効率的に使って質のいいものを調達するというのが発注者側の務めなんです。一者応札しかないということは、競争原理が働かないんだから割高になっている可能性が高いわけですよ。それはしようがないな、こんなものだなと言うこと自体が、私などから見たら税金を大切にしようという心がないなと思うんですよ。

さっき言ったように真面目な話をすれば、たまたま一者しかなかったと。たまたまその一者が応札しなかったら成り立たないわけですよ。だったら、皆さん方はもっと積極的にこれが競争原理が働くように、複数者が育つように何らかの取り組みをしなければいけないんですよ、そこまでポジティブ・アクションをやらなければいけないんですよ。もし、皆さん方はクリーンだったと、イノセントだったといわれる。そしてその中で一者しかなかったというなら、これは何らかの談合があるわけです。普通はそう考えるんです。談合があるのは発注者側が悪いんです。談合する方も悪いけれども、談合を許容するような発注システムが悪いんです。発注システムが談合を間接的にほう助する仕組みになっているんです。だから、それを変えなければいけないんですよ。警察庁が談合をほう助してはいけませんよね。

いずれにしても、一者応札というのは結果から見たらよくないですよ。なおかつ、いろいろ努力した、努力したと言われるけれども、この一者応札の資料を見ると大体皆さんのOB、関係者が名だたる企業に天下っていますよ。天下りが全然行っていない会社というのは、どのくらいありますか。

○坂口総括審議官（長官官房） 当庁の人事課で持っている資料では、この表 3、表 4 の企業についてはOBは行っていないです。

○片山主査 そんなことはないですよ。私の知っている人も行っていますから。

○坂口総括審議官（長官官房） そうですか、当庁の人事課では資料はないですね。

○片山主査 だから、何をもって天下りと言っているかですよ。皆さん方は、天下りというのは非常に限定して考えているというか、そういうふうにわざとしているのでしょうかね。世間的に天下りは行っていますよ。

もし、本当に皆さんがやっていることを国民から信頼されようと思ったら、天下りなんかいなければ多分みんな信用するでしょうね。よくやってくれているけれども、段階的にしかできないんだなというのはわかるけれども、何となく天下りが行っているなというのがあって、それでやってる、やってると言われても、本当は心の底では競争原理が働いてほしくないというのが潜在的にあるなというのはわかってしまうんですよ。だから、本当は性根から変わってもらわなければいけない

わけです。税金というのは安く、効率的に。国民の税金なんだから、組織の論理とかで少々非効率になってもとかそういう意識を持ってもらっては困るんですよ。だから、何が言いたいかというのと、こういう一者応札しかないというのが結果として出たら、これは大変だと思って走り回らなければいけないんです、本当は。それをしようがないな、こんなものですよと言うこと自体が私などから見たらすごく甘いと言わざるを得ないですね。

何か反論があったら言ってください。

○稲垣局長（情報通信局） 具体的に多分、御納得はなかなかいただけないかもしれませんが、この資料の中でも本当に大きな金額を占めている衛星関係のものなどは、まさに談合とかそういうことを考えているわけでもないですし、きちんと入札をしたわけですし、その結果を……。

○片山主査 こうなったら何か問題があるなと思わなければいけないですよ。どの辺に問題があるのかなど。業界側にあるのか、それとも発注システムにあるのかということのを深刻に考えなければいけないですよ。一者しか応札しないというのは何らかの問題があるんですよ。すごくリスクが高いですよ、一者がつぶれたら他にどこもありません。要するに、正常な取引条件を期待していても誰も応札しないということは、仕事を進めていく上ですごく不安定じゃないですか。そういう面でのリスク管理も必要だと思えますよ。それをしようがありませんで済ませている感覚自体が、私などから見たらすごく甘いなと思えます。

たまたま一者応札だけれども、不安にならないですか、誰も来ないんじゃないとか。そんなことないでしょう、多分自信があるでしょう。あいつがきつと来るなというのは。

○樋口課長（情報通信企画課） 情報通信企画課長の樋口でございます。先ほど局長や総括審議官から紹介がございましたとおり、実は情報通信局というのは非常に技術者集団でございます。私は警察官で、かつ第一線現場が非常に長いので、ユーザー側の立場で今、情報通信局にいます。片山先生がおっしゃったとおり、一者しかなかつたら本当に不安だというのは御指摘のとおりなんですけれども、APRの関係につきましても技術として持っている企業はたくさんあるというのが私の認識です。私も来たばかりなんです。

ただ、なぜ一者しか入らないのかということですが、それぞれの企業の製品をつくるという体制等もございまして、これを見ていただいてもおわかりのとおり、APRのオートバイ用の無線機は三菱だと、APRの携帯の無線機はパナソニックだと、そういう形でそれぞれ技術を持っているわけですが、それぞれの体制の確保という問題等の中で結果として一者しか入らないということはあるかと思うんです。先生がおっしゃるとおり、警察の関係で談合などがあつては許せないというのはごもっともで、私の警察人生はほとんど捜査二課で、警視庁、大阪等で捜査二課長をやっておりますし、こういう立場だからこそのポストにいるんじゃないかということで、毎日の契約あるいは執行状況についてもそういった観点で見させていただいています。

そういう中で、競争原理が働くような仕組みということで、先ほど局長からも御説明させていただきましたとおり、仕様書1つをつくるにしても、内部の1つの課でその仕様書が完結するものではなく、仕様書委員会というものを設けて、多角的な目で複数業者が入られる仕様書をつくるべしという形で案を作成し、かつ、その案を一度官報等に掲載して、関心を持った業者が仕様書に対し

て意見を申し述べるというような形にして、非常に競争原理が入った形の仕組みができ上がっていると。ただ、先生がおっしゃっているとおり、一者しか出ないということについて何かの問題があるとすれば、それは改善していくべきだと思いますけれども、現時点でいろいろなものを見ますと、競争原理の中で一者しか入らなかったと。しかし、そこに潜在的なものがあるとすれば、今後もそういう見直しはしていくべきだという先生の御指摘はごもっともだと思いますので、私もそういう観点でこれからこういう個別についても見ていきたいと思っております。

○片山主査　そういう方向でこの委員会のサポートも得ながら変えていきたいと思いますというのが、この委員会の役割ですから。

○樋口課長（情報通信企画課）　そういう意味で、最初に機器導入をしたときに保守ということで井熊先生からお話がありましたけれども、どうしてもその後の保守という形になりましたら、そこが優位になるんじゃないかということで、今回の公共サービスの民間委託という仕組みを取り入れるべきだというのは、その方向性というのは我々、警察庁情報通信局として否定するものでもありませんし、そういう意味で今度は平成 23 年度予算がつくかどうかわかりませんが、広域交通管制システムというものについて、そういうものが入ったときにはこの思想に基づいて、一つこれを検討していきたいというのが偽らざる我々の考え方でございます。

○片山主査　警察ですから、一般の省庁の業務と違って秘密があることは私も当然だと思います。特に、通信などは非常に慎重になるざるを得ないことはあると思います。それは当然なんですけれども、それ以外に税金をいかに効率的に使うか、質のいい物品サービスを調達するかというのは普遍的な問題ですから、その普遍的な面についてはこの委員会の仕組みを使ってやっていきたいと思いますので、是非そういうものだと認識して御協力をいただきたいということです。

○井熊専門委員　今、課長がおっしゃったように是非そういう形でいい入札をと思うんですけども、先ほど一者入札とありましたが、これは競争が成り立っていない一番小さな数字を言っているんですね。二者来たから成り立っているというものではなくて、出来レースというのもありますし、34%というのはミニマムなんですよね。だから、どう小さく見ても成り立っていなかったものが3分の1あるというのが実態で、本当は二者、三者出ても実態的にはほとんど競争になっていなかったねというのがありますから、それを入れるともしかしたら半分ぐらい持っているかもしれないということもある数字だと思うんです。そういうことから考えると、4分の1とか3分の1というのは決して小さい数字ではないと思います。

○稲垣局長（情報通信局）　随分いろいろ言いましたが、決して私どもは一般競争入札にしていくことに反対しているわけではなくて、もとよりそういうつもりでやっておりますので、その結果の評価についていろいろ申し上げてしまったんですけども、是非そういう一般競争入札をしっかり使って、なるべく低コストでいいシステムが入るようにする努力というのは当然していききたいと思っておりますので、そういう点でいろいろ御指導いただければ本当にありがたいなと思います。方向性が全然ずれているわけではないと思います。

○片山主査　それでは、時間も来ましたので、警察通信業務に関するヒアリングはこれで終わりたいと思います。今日はありがとうございました。

(警察庁 退室)

○田村大臣政務官 どうもお疲れさまでした。また、しっかりお知恵をいただきながら、事務方と三役で更に進めるべきところを頑張ります。どうもありがとうございました。

○片山主査 どうもありがとうございました。